第82回制度設計専門会合

日時:令和5年2月20日(月) 13:00~16:10

※オンラインにて開催

出席者:武田座長、岩船委員、安藤委員、草薙委員、末岡委員、二村委員、松田委員、松 村委員、山口委員

(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○田中総務課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより電力・ガス取引監視 等委員会第82回制度設計専門会合を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。本会合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者は受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

また、本日、圓尾委員、山内委員、大橋委員は御欠席でございます。なお、御欠席の大橋委員につきましては、議題1と議題4について御意見を御提出いただいていますので、 それぞれの議題のときに事務局から御紹介をさせていただければと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は武田座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○武田座長 本日もよろしくお願いいたします。本日の議題は、議事次第に記載した5 つでございます。

それでは、議題1「一般送配電事業者による非公開情報の漏えい事案について」に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

〇鍋島NW事業監視課長 それでは、資料3につきまして御説明いたします。

まず、3ページ目であります。一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えい事案の経緯ですけれども、3つ目のポツですが、昨年末、関西電力送配電から、託送業務で知り得た新電力の顧客情報が関西電力側から閲覧可能になっており、多数の関西電力社員、委託先から閲覧可能になっているとの一報があったところです。その後、電力・ガス取引監視等委員会におきまして、電気事業法に基づく報告徴収、立入検査等を実施しております。

最後のポツですけれども、事実関係の調査については、あるいは電取委としての対応は

電取委の本委員会の検討・指示を踏まえて対応することになります。並行しまして、制度 面での示唆を得るため、制度設計専門会合においても議論することと整理されております。

4ページ目は、電力・ガス取引監視等委員会からの緊急点検指示でありまして、1月27 日までの状況報告を求めたということについては、前回会合でも御報告したとおりです。

一番下のところですけれども、前回の専門会合以降の動きといたしまして、2月3日、全社に対して最終保障供給に関する情報管理状況の確認を追加指示しております。また、沖縄電力に対して事実関係確認のための報告徴収を実施するとともに、北海道電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド、北陸電力送配電に対して、ログ解析の期間を拡大するなどの追加調査を指示いたしました。

5ページ目ですけれども、情報提供受付フォームの設置についてです。2月3日にこうした受付フォームを設置いたしました。一般の方から情報提供を受け付けるためでありまして、従来から電取委におきましては相談窓口を設置しておりましたけれども、今回は、この情報漏えいの調査に資するような質問項目を含む専用フォームとしております。呼び掛け対象は需要家、新電力関係者、大手電力関係者でありまして、2月17日現在、22件の情報が寄せられております。これら全てが直接事案に関わるものではありませんけれども、中には事案に関わらないのではないかと思われるものも含まれているんですが、随時調査に反映しております。一部の情報提供につきましては、情報提供者とやりとりを行っているところです。

6ページ目ですけれども、これまでの関係事業者への対応の概要ということで、このページに掲げられている事業者及び次のページに掲載されている沖縄電力に対して報告徴収等を実施しております。

次のページ、7ページ目ですけれども、先ほどの12事業者、それぞれ6の小売と6の送配電に加えまして、このページに掲げられている事業者に対しても追加調査を実施しているところです。先ほど申し上げたとおり、沖縄電力に対しては2月3日報告徴収、2月17日には報告受領ということになっています。

すみませんけれども6ページに戻りまして、前回会合からの変更点を御説明いたします。まず、九州電力送配電につきまして、2月3日に報告を受領いたしました。さらに2月15日から16日に掛けて、九州電力送配電本店及び九州電力本店において立入検査を実施しております。四国電力送配電と四国電力からは、2月3日に報告を受領しております。中部電力パワーグリッドと中部電力ミライズですけれども、2月10日に報告を受領した後、中

部電力ミライズに対してですけれども追加報告徴収を実施し、2月17日に追加報告を受領しております。中国電力ネットワークと中国電力からは、2月10日に報告を受領いたしました。

7ページのほうですが、東京電力などにおきまして再エネ業務管理システム、これは国のほうで運営するシステムですけれども、このアカウントを東電EP(エナジーパートナー)の一部の社員が使用していたということが判明して、資源エネルギー庁のほうで、これは今、調査などの対応を行っているところです。

8ページ目ですけれども、経済産業省による緊急指示ということで、2月10日、経済産業省から、今般の一般送配電事業者による情報漏えい等の不適切事案を踏まえ、一般送配電事業者に対し、事業の中立性・信頼性を確保するため所要の措置を執るよう緊急指示を実施しております。

9ページ目ですが、本日の議論についてですけれども、先ほど申し上げたとおり、追加調査の必要性を含む今後の対応については、電力・ガス取引監視等委員会の本委員会において議論・検討予定です。本日の制度設計専門会合におきましては、これまでの調査で明らかになってきた事項について事務局から御報告し、個社の事案やその取り扱いということではなく、制度面からの御示唆を頂きたいと考えております。本日の議論については、事務局から本委員会に報告予定です。

10ページ目ですけれども、次に、電気事業法の関係規定について御説明いたします。

11ページですが、電気事業法の関係規定ということで、条文の概要等を次のページ以下に掲載しております。今般の一般送配電事業者に関する非公開情報の情報漏えい事案については、電気事業法第23条及び23条の4で、送配電事業者に対する情報の目的外提供の禁止や情報管理体制の構築について規定しております。

また、みなし小売事業者に対する規定も後ろのページで書いてございます。

さらに電気事業法の規定に基づき、電取委は業務及び経理監査を実施しておりますし、 23条の4に基づき、一般送配電事業者は体制整備等報告書を提出することになっておりま す。

次のページ以降の資料は、今回、事務局において作成したものではあるんですけれども、 時間の関係で説明は割愛させていただきます。

16ページを御覧いただければと思います。これは情報システムの行為規制に関する過去の議論でありまして、2017年10月の制度設計専門会合における資料です。この紫で塗りつ

ぶしてあるところに結論は書いてありまして、このときは情報システムの論理的分割等で よいと、こういう体制の整備を求めることが適当ではないかとしております。

17ページですけれども、同じ会合におきまして、これは制度設計ワーキンググループにおける議論ということで、電取委発足前の電力システム改革を議論していた際の議論を引用しておりますけれども、このときからシステムについては論理的な分割をするということになっており、電気通信事業法における情報の適切な管理体制について規定されているという点が言及されております。

18ページは2014年当時の資料になります。ここに、システムについては論理的な分割をすることというふうに書いてあり、さらに、18ページの一番下のところに、NTT東西の規制あるいはNTTコミュニケーションズの規定について掲げて言及しております。

19ページは2017年当時の議論の抜粋になります。当時から圓尾委員がここで指摘されていますけれども、漏えいというのは一定の確率で起きるものだという前提で、そのときに社員がどういう行動を起こしてどう管理すればいいということも社内的にきちんと整備して周知していただきたいと思います、といったような御意見もありました。

20ページですけれども、災害時の業務委託の関係の議論になります。これは2017年の制度設計専門会合の議論になります。もともとは、スライドの一番下に書いてある注というところであるとおり、電力システム改革小委員会制度設計WGにおきまして、一定の範囲内で発電・小売部門と送配電部門との業務連携を認めるべきという議論があったということを踏まえてこういう検討をしているわけですが、その中で、様々なケースが考えられるものということで、災害等非常時の供給支障対応業務ということが触れられております。

その上で、21ページですけれども、当時の議論ですけれども、下の赤い点線で囲っているところですが、災害時の復旧対応など頻度が極めて小さい場合には、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、禁止の例外としても問題ないのではないか、こういう議論が当時行われていたところです。

これは委託側の議論でして、次の22ページが受託側、送配電が受託する場合のケースについても同様に議論されております。

23ページは当時の議論になりますけれども、こちらについては、説明は省略いたします。 24ページは、次のページですけれども、電力・ガス取引監視等委員会が行う監査につい てです。電取委は、電気事業法105条、それから114条2項の規定により経産大臣から委員 会に委任されまして、そういうことで業務及び経理の監査を実施しております。その中で、 下の点線のところですけれども、②のところで、非公開情報の管理用システムのアクセスログの保存状況の確認、アクセス権限が与えられていない職員がシステムにログインできない状況の確認、こうしたことは確認を行っております。

こうした体制整備等に関する事項を確認することとした2020年度以降、これまでの監査においては、一般送配電事業者に対する上記事項についての指摘事項はなかったということであります。

続いて25ページですけれども、電気事業法23条の4第2項に基づく体制整備等報告書については経済産業省に提出されており、電取委もその報告書を入手しております。この中で関係事項を抜粋したのが続く4ページになりますけれども、複数の会社からアクセス制御に関する不備を社内の監視において発見したとの報告はありましたけれども、非公開情報の漏えいに至る事案はなかったというものです。報告書が出てきた段階では、既に対処済みであるという報告でありました。

そうした報告がない会社からは、情報管理に対して適切に体制が整備されているという ことでありました。この報告書は2020年度から提出されていますので、ここで20年度と21 年度全ての送配電会社からの該当部分を添付しております。

続きまして29ページですけれども、命令・勧告・罰則等につきまして、まず一般送配電事業者関係ですが、例えば27条第1項業務改善命令に対する罰則は300万円以下の罰金となっております。なお、66条の12、委員会による勧告の場合ですと、正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を経済産業大臣に報告するということになりまして、経済産業大臣に対して行政処分を執ることを求めるということも含む意味での経産大臣への報告ということが想定されております。

次の30ページは関係小売電気事業者関係ですけれども、こちらも業務改善命令については300万円以下の罰金ということになっております。

さらに、31ページですが、命令・勧告・罰則等についてということで、報告徴収、立入 検査、体制整備等報告書、電取委が今回行うものにつきましては、違反者等については30 万円以下の罰金という規定になっております。

32ページ以降は一般送配電事業者の事案に関する類型という資料になります。

33ページですけれども、まず、この資料の性質ですけれども、今回、事務局においても 現在調査を進めているところですが、それぞれの事案については発生原因も異なると考え ております。各事案につきましては、電取委の本委員会において事実認定を行っていく必 要があります。今回は類型化して御紹介しますけれども、類型の細部が今後の事実認定作業によって一部変わり得るということについては御留意いただきたいと考えております。

こうした性格から、各類型について具体的な関係事業者名については記載しておりません。また、各類型について複数の事案に共通した部分を事務局において抽出したものが含まれておりますので、これに100%適合しているケースがあるかというと、そういうものでないものもあります。

34ページですけれども、まず最初に、一般送配電事業者から情報漏えいがあったということについての漏えい原因についての類型の最初のものです。類型Aとしておりますのは、共用システムのアクセス制御に不備が生じたという類型です。この類型においては、グループ会社と共用していたシステムにおけるアクセス制御の不備によって、小売部門から一般送配電事業者が保有する非公開情報が閲覧可能になるという事態が生じていたものです。

経緯の一例としてここに掲げておりますのは、まず16年の小売全面自由化前には、営業の小売部門と送配電の託送部門が一体会社として顧客情報管理を行っていました。これが自由化ということで、低圧部門についても、新電力と契約している顧客の情報が営業部門から閲覧できないように改正する必要が生じたというものです。ここの設定がうまくいかなくなったと。画面単位で実施することになったが、小売側が閲覧しないことが想定されている画面や情報に小売がアクセスできるようになっていたというものでして、イメージ図を下に描いてありますけれども、左、メニュー画面から画面①、これが非公開情報が多数含まれている画面ですが、これにアクセスしようとするブロックされると。しかし、画面③に一旦飛んで、画面③から画面①に行く経路が従来から存在するんですが、ここについてブロックしていなかったということで閲覧可能になってしまったと、こういうものです。

あるいはほかのケースにおいて、画面②というもの、これはマスキングを掛けているんですが、画面の一部でマスキングが不十分な状況が発生し、全ての情報が隠し切れていないというようなことが生じていたというものです。

こうした共用システムについては、上のところの一例の一番最後に書いてありますが、 多く見られるのは、過去からカスタマイズを重ねてきたいわゆるレガシーシステムにこう いうマスキングを施そうとしたものでして、全面自由化の決定から実施までの比較的短期 間でマスキング措置や画面制御を施す過程で不備が生じたと見られるというものです。

35ページですが、こうした託送システムにどういう情報が載っていたかというものです

けれども、載っているものについては、一般的にどういう情報が載っているかというのはここに一覧表として掲げております。こうした託送システムに掲載されている情報のうち何が閲覧可能だったのかということについては、事案によって異なります。大きく分類すると、こうした情報の中には、スイッチングシステムの中で他社小売であれば閲覧できないもの、あるいはどの小売事業者からも閲覧できるような、ある意味必ずしも秘匿性が高いとは思えないもの、それから右側、スイッチングシステムにそもそも載ってないもの、こういうものがいろいろと託送システムには掲載されておりまして、この中の幾つか、あるいはある範囲が小売側から閲覧可能になっていたというのがこの類型Aの事案です。

36ページでスイッチング支援システムについて、今後いろいろ議論になりますので少し 丁寧に御説明いたします。需要家が同一需要場所で小売電気事業者を切り替えることをス イッチングと言います。自分の家でもいいんですけれども、家の小売電気事業者を替えた い、これをスイッチングと言います。スイッチングをするときには関係事業者のほうでは 何をしているかということですが、新しく契約を結ぶことになった小売電気がスイッチン グ開始申込みを行い、契約を解除されてしまう旧あるいは現小売電気事業者がスイッチン グ廃止申込みを行います。一般送配電事業者が両社の申込みを突き合わせてマッチングを し、マッチングが成立すれば、お客さんが何月何日から切り替えたいというふうに言った 日から小売契約の切り替えが行われるとともに、お客さんが知らない、あまり気付かない ところですが、託送契約も自動的に切り替わります。こうした手続を行うに当たって、広 域機関はスイッチング支援システムというものを開発して運用しております。

37ページですけれども、先ほど申し上げたスイッチング開始・廃止という申込みを行う前に、まず需要家から契約切り替えの申込みがあった時点で、新小売電気事業者から旧ないし現小売電気事業者に連絡をすることを廃止取次ぎ申込みとシステム上では言っております。この廃止取次ぎ申込みには、供給地点特定番号、需要者名、現小売電気事業者の契約番号、住所、廃止年月日等が必須入力事項となっておりまして、これらの入力事項が正確でなかった場合には、エラーが返されてスイッチングができないということになります。スイッチング支援システム上で廃止取次ぎ申込みが成功すれば、その後、契約は切り替えられていくということですけれども、ここがうまくいかないと、そもそも契約切り替えができないというものです。

38ページに更にスイッチング支援システムについての説明がありますが、このスイッチングシステム上は供給地点特定番号または住所等、電柱番号なんかからも検索できるんで

すが、とにかくそういう特定の方法で需要者情報を検索し、閲覧することになります。ただ、一部の項目は自社の顧客の情報しか小売電気事業者からは閲覧できません。

※のところに書いてあるんですが、住所から検索していくと、同一地番に複数の需要者が存在するケースがありまして、完全にはこの契約というふうなことで特定できないことがある。なぜならば、顧客の氏名はほかの小売電気事業者から分からないので、画面を見ると同じ地番に新電力なり、ほかの電気事業者でしたら名前がよく分からない人の番号が幾つか並んでいるということになります。

これに対しまして一般送配電事業者の託送システムは、需要者名から検索も可能ですし、 住居と名前が両方出ているというものになります。ただ、それが全て今回情報漏えいとい う形で閲覧できたかどうかはケース・バイ・ケースにはなります。

38ページの表で言いますと、左側にあるものが、小売から見ますと自社顧客に関する情報のみ閲覧可能なものでありまして、需要者名、需要者電話番号、連絡先電話番号等、これは自分のお客さんでないと見られません。それに対して右側の住所であるとか電柱番号であるとかアンペアブレーカーの有無だとか、こういったものについてはスイッチングシステム情報が載っていると。厳密に言いますと、一般送配電事業者が保持している場合ではあるんですけれども、その場合にはスイッチングシステム情報が閲覧可能になっております。

39ページですけれども、スイッチング営業に関しまして以前、2018年頃議論がありまして、スイッチング期間において取り戻し営業するのがいいのかどうかというような議論がありました。スイッチングの申込みをすると、すぐに現小売電気事業者、多くの場合は大手電力会社から電話が掛かってきて、もっと安いほかのメニューありますよというような御案内があるということがいいのかどうかという話がありましたが、その議論を経て、2018年12月に小売営業ガイドラインが改正されまして、ルールが設けられました。そのときの議論については、高圧500kW以下のお客さんについては、スイッチング支援システム上で情報が閲覧できるということを前提に議論が行われていたと承知しております。

次、40ページですけれども、今、申し上げたのは高圧500kW以下の需要家ですけれども、 高圧500kW以上の需要家については、基本的にはスイッチング支援システム上で情報が閲 覧できません。ただ、今回の情報漏えい事案に関しましてマスキング漏れがあったという ような報告が寄せられているのは、最終保障の需要家などを除けば、基本的には低圧需要 家に関する顧客管理システムからのものであります。 そういったものでありますけれども、41ページで、類型Aに関しまして今現在、どうなっているかということですけれども、共用システムにおけるアクセス制御の不備の発生原因につきましては、現在、事務局において調査中であります。こうした不備について、現時点で不備は解消されております。また、アクセスログを定期的に解析する体制などについてはもう整備済みでありますし、小売部門側から閲覧があった場合には探知できるという状況になっていると考えております。

さらに、一般送配電事業者において、今回アクセス制御の不備が生じた会社などを中心に、システムの分離に向けた社内検討も開始されていると承知しております。以上が類型Aのパターンです。

類型Bとして新しい別の類型ですけれども、これは非常災害時対応の関係についてのものでして、みなし小売電気事業者と一般送配電事業者が業務委託契約を結んでいた場合に、送配電事業者が非常災害時対応に資するようシステム閲覧権限を小売部門に付与していたところ、小売部門から目的外の閲覧が生じた事案というものが複数あります。

これについては、事案によっていろいろ微妙に違うんですが、どこが違うかというと、ここに書いてあるような権限付与の仕組み、閲覧可能な範囲、閲覧可能な期間、閲覧権限の管理等々で、それぞれ事案の特徴があるとは考えておりますけれども、詳細については事務局で調査中です。

案件の確認後、各社は小売部門側から閲覧できないようにするなどの緊急的な措置を講じておりますけれども、非常災害時はいつ起こるか分かりませんし、その観点から、在り方について早急な整理が必要と考えております。これにつきましては経済産業省の保安グループとも相談しておりまして、後ほど電力安全課から御意見の表明があるということです。

43ページですけれども、非常災害時の対応ということなんですけれども、権限を付与したときに、災害時に限って権限を付与するという対応を必ずしも行っていなかったというケースが基本的にほとんどです。この理由としては、災害発生時に速やかな応援を得るためだったと聞いております。

状況ですけれども、まず最初に業務委託契約などを結びまして、その後、いざというと きの応援要員に対して権限を付与します。その上で、災害が発生したときに、上のパター ン1ですけれども、お客さんからコールセンターに多数電話が掛かってきますので、それ が送配電のキャパシティーを超えるような場合においては、その小売などの応援要員が手 伝うというようなことになっております。こうした流れですけれども、今回事案となりま したのは、非常災害時以外に顧客情報を閲覧したというケースになります。

それから一般送配電事業者からの情報漏えいの類型として、44ページ以降は類型Cということでまとめております。その他の類型です。いろいろな類型がありますけれども、まず最初には委託先から情報漏えいが生じた例でありまして、一般送配電事業者と関係小売事業者の双方が業務委託を行っている委託先から新電力の顧客情報が関係小売事業者に対して送付されてしまう、こういった事案がありました。このケースにおいては、送配電事業者・子会社に対して、こうした送配電関係の情報を勝手に小売側に送られないようにというような、こういう規定みたいなものを置いていなかったというようなケースであります。

45ページはその他の類型の2つ目で、端末管理が不十分だったというものです。端末管理に不備があり、下のイメージ図ですけれども、営業所みたいなところの共用スペースにネットワーク送配電事業者の端末が置いてあり、それで小売側の従業員がそれを閲覧してしまっていたというようなケースであります。

次のケースは類型C、その他の類型の3つ目で、ID、パスワード管理の不徹底というものでありまして、一般送配電事業者に在籍していた際に知り得たID、パスワードを用いて、異動後になりすまして情報システムにログインし、一般送配電事業者の託送情報にアクセスしていたと、こうしたケースもありました。

ここまで、一般送配電事業者の事案について類型A、B、C、Cの中にはバリエーションが幾つかありますけれども、類型化して御説明いたしました。

ここからは、小売電気事業者の事案に関しまして、どういう状況で閲覧していたかというところを御説明いたします。まず48ページですけれども、小売側の状況ですけれども、まず一般送配電事業者の情報がどういうふうに閲覧できていたのかというのは事案によって異なります。

したがいまして、状況はそれぞれ異なってくるんですけれども、下に報告徴収に対する 各社の回答内容を書いておりますが、関西電力のみ、閲覧した情報を営業活動に用いたこ とがあるというふうに回答しておりますけれども、ほかの事業者については、営業活動に 利用したとの認識は有していないといったお答えをされているところです。

その理由としては、社内調査の結果、積極的に顧客を獲得する活動に用いた事例が確認 されていなかったからとしている会社が全てです。どの会社もそうおっしゃっています。 他方で、それぞれの行為が公正な小売競争に沿ったものであったかは、外形的かつ客観的 に判断されるべき事項と考えられますので、この会合におきましても考え方を整理するこ とが必要と思います。

49ページですけれども、ここから各事案を類型化いたしますけれども、まだ事実認定作業の途中でありますので、細部が今後変わり得るということについては御留意いただければと思います。

50ページです。最初の類型ですけれども、まずこの類型は、新電力の顧客の依頼を受けた工事会社からの問い合わせがあって、小売の担当者が情報を閲覧したというようなものです。このケースでは、もともと新電力のお客さんが工事会社に電気工事を依頼していて、その工事会社が、本当は関係のない大手電力会社の小売電気事業者の窓口に連絡をしてきたというものです。連絡を受けた窓口の担当者は、自分のお客さんではないというか、小売のお客さんではないわけですけれども、自分のお客さんではないという回答を言う前に、一般送配電事業者が管理するシステムを通じて情報を閲覧し、確かにこれはうちのお客さんではありませんというようことを確認してから事実関係を工事会社に返していたと、こうしたケースです。本来は、自分の顧客管理システムを調べると自社顧客じゃないことが分かりますので、一般送配電事業者のシステムを一々確認する必要はないわけですけれども、こういうことをしていたというケースです。

類型2ですけれども、これは関係小売電気事業者、要するに大手の小売の事業者が、お客さんが新電力と契約する、あるいはお客さんが引っ越すというときに最後の数週間分などで未収金が発生します、その際に、そのお客さんがまだ家に住んでいるか、あるいは本当に引っ越して空き家になっているかということを確認したいと考えたときに、一般送配電事業者が管理するシステムを通じてお客さんの契約状態、新電力と契約をまだ締結しているどうかを確認するために閲覧したというものです。これも、本来は別の方法で未収金の回収可能性を判断すべきような事案でありました。

それから52ページですけれども、類型3になります。これは引っ越し時の名義確認というものでして、引っ越しをしてきたときに、お客さんから電気を供給してくださいと頼まれたと。ところが、同一需要地点、引っ越してきたアパートの契約が前のお客さんが新電力と契約していた場合などで、スイッチング支援システムを通じて新たな契約が締結できない場合があります。そのときに、お客さんに以前の居住者と連絡を取るように勧めるために、この地点の情報を確認しようとして一般送配電事業者が管理するシステムを閲覧し

たと、こういうものです。

本来は小売電気事業者側でそこまでの対応をすることではなくて、当該需要家から送配 電事業者に問い合わせてもらうなどの対応を依頼すべきものと考えますけれども、こうし たことで送配電事業者のシステムを閲覧していたというものです。

53ページで類型 4 でありますが、需要家情報の事実関係確認ということで、これは新電力のお客さんで今回大手の電力会社のほうに電力契約を切り替えようとした顧客から、契約手続などについて質問があり、実際にその契約手続を進めていく中で、顧客の情報の事実関係を確認するために、一般送配電事業者が管理するシステムを通じて新電力の顧客情報を閲覧したというものです。先ほどスイッチングシステムの説明をしましたが、スイッチングの依頼を出すためには、きちんとした顧客の名前が必要です。ですから、本人なのか家族なのか、あるいは本人だったとしても漢字はどうなっているのかということが正確に分からないと切り替えができません。こうした情報を確認するために、一般送配電事業者が管理するシステムを通じて顧客情報を閲覧したというものです。

類型 5 は、基本的にそれと同じものですが、それにアウトバウンド営業を組み合わせたものです。アウトバウンド営業、要するにお客様に電話を掛けて契約を勧誘する際には、基本的には今回情報漏えいがあった各社については、もしこういう営業を行う場合もかつての顧客リスト、つまり2016年の自由化開始直後やそれは、大手電力会社はほとんどの需要家がかつての自分のお客さんだったので、そのときの電話番号などを調べて契約を勧誘する。ただ、そうやっているうちに、お客さんから契約を結びたいというお話がありましたら、先ほどの類型と同じように名前の確認だとかそういう話になっていきまして、その際に、一般送配電事業者が管理するシステムを通じて顧客情報を閲覧したというものです。先ほどの類型も同様ですが、本来は、請求書を手元に置いていただくなどしてお客さんに情報を尋ねて事実関係を確認すべきものであるというふうに考えます。

55ページですが、類型6ということですけれども、小売側としては最後の類型ですけれども、これは顧客獲得活動に当たって情報分析を行ったという類型です。このケースでは、閲覧した情報を用いて顧客に直接接触したものではないんですけれども、顧客情報を分析した上で、顧客獲得に影響を及ぼし得る他の事業者、このケースですとディベロッパーの会社に接触し、顧客獲得数の増加に向けた働き掛けを行うというものです。このディベロッパーが過去に造成した団地における需要家情報などを調べて働き掛けを行ったというもので、そのために新電力の顧客情報を閲覧したというものです。こうした分析は、言うま

でもなく公開情報など別の方法を使って行うべきものと考えます。

56ページですけれども、各類型の対応ですけれども、一般送配電事業者について対応を 執っておりますので、現時点でこうした行動は執られていないというふうに考えておりま すけれども、今後も状況の監視は必要だと考えております。

57ページですけれども、今般、こうした新電力の顧客情報を閲覧しながら一般送配電事業者に報告を行わなかった理由ということで、これも報告徴収で尋ねております。社員のうち一定割合は、電気事業法上問題になり得る行為と認識していたとの回答も頂いております。その回答内容についてはいろいろ書いてありますけれども、円滑な顧客対応を優先した、コンプライアンス意識が不足していたといったいろいろな記載はありますけれども、事務局においても更なる精査が必要だと考えております。

この円滑な顧客対応を優先したというところですが、立入検査等でいろいろ話を聞いていますと、顧客対応のときにきちんと調べた上で回答しないと苦情になる、お客さんも、小売のほうがきちんと調べて送配電と連携していると思って問い合わせをしてくるケースもあり、その関係できちんと調べましたというようなことをおっしゃる従業員の方もいらっしゃいますけれども、精査は必要だと考えております。

58ページ以降で各社の見解をまとめております。

なお、59ページで中部電力ミライズですけれども、一番下のところで、一部には問題提起はあったが拾い切れなかったなど、コミュニケーションが十分に図られていなかったということで、というような記載もございます。中で問題提起する人もいたということだそうです。

61ページですけれども、関係小売電気事業者における社内研修ですが、それぞれ社内研修も行っており、電気事業法23条の3に関する研修も行っていたんですけれども、送配電から情報遮断がされている前提での研修だったので、閲覧をしてはいけないとか不適切であるといった形での研修を実施している例はなかったと承知しております。

62ページですけれども、非常災害時対応業務につきまして、本来、これは非常災害時だけ使うべきだと周知徹底することが求められていたものだと考えますけれども、あるケースでは、営業部門から各営業所には文書で指示したんだけれども、あと本人にもメールでは伝えていたけれども、本人があまり認識していなかったケース。別のケースでは、そうした指示は全く行っていなかったというようなケースがございます。

63ページからは、少し短く非公開情報以外の情報管理についても御説明をいたします。

64ページですが、最終保障供給の顧客情報についてです。最終保障供給の顧客は昨今の事情で増加しておりますけれども、そのうち複数の事業者が関係小売電気事業者に業務の一部を委託しております。顧客の関係のいろいろな契約だとかの業務を委託しているということでありますが、いずれにしましても、今回、最終保障供給の顧客情報が小売側から閲覧可能になった例が報告されております。これは電気事業法上、託送業務で知り得た業務に当たらないということにはなっておりますけれども、一方で電気事業法上は、送配電事業者は、特定の電気供給事業者を不当に優先的に取り扱ってはならないと規定しておりまして、あまり適切ではない、不適当な状況だったと感じています。これについては、電取委事務局から一般送配電事業者に対して、不必要な情報の閲覧をできないようにするなどの対応を指示しております。

65ページで再エネ特措法の関係ですけれども、まず北陸電力送配電から、営業システムのマスキング漏れによって、送配電買取りの情報が小売側から閲覧可能であったとの報告がありました。ただ解析の結果、実際に意図的な閲覧は確認されなかったということであります。

それから2月10日ですけれども、資源エネルギー庁は、同庁が運営する再エネ業務管理システムに関して一般送配電事業者に付与していたID、パスワードを関係小売電気事業者が利用し、認定事業者の情報を閲覧していたという事案を公表しております。これは資源エネルギー庁において現在対応中と伺っております。

66ページ以降、説明が長くなって恐縮ですけれども、議論いただきたい事項をまとめております。議論いただきたい点につきましては、御紹介したいろいろな類型についての御意見でございまして、まず送配電事業者が流出させたという類型に関しましては、最初に御説明した類型、共用システムにおけるアクセス制御に不備が生じた類型については、これをどう考えるか。仮に過失によりこういう不備が生じたとした場合、そもそも過失によるものかどうかはまだ調査中ですけれども、仮にそういうものが生じたとして、この事例についてどのように考えるか。

※2で書いておりますけれども、制度上は物理分割が取り得ることになっていたにもかかわらず、論理分割の道に踏み切ってマスキング漏れをしたということについてどう考えるか。一方で、物理分割をしようにも作業量やシステム障害のリスクから見送ったという例もあった。あと、物理分割を行っても権限付与を誤るというようなこともあり得るといったことをいろいろ考えた上で、これをどう考えるか。

また、事業者において物理分割を検討するという会社もありますが、直ちに物理分割ができるわけではなく、数年掛かるという会社もあると思いますが、アクセス制御による論理分割を続ける場合にどのような対応を求めるかというのも論点かと思います。

類型Bの閲覧権限付与によって不備が生じた類型については、どのように非常災害時対応を行っていくべきかというのが論点だと思います。

類型Cのその他の類型につきましては、非類型的ないろいろなパターンについてどのように対応策を考えていくか。例えば委託先の情報管理などについては、一つの類型と見てルールを作るということもあり得ると考えております。

68ページで、小売側が情報を閲覧していたということですが、まず、関電以外の各社が 言っています顧客獲得活動に情報活用をしていない、営業に活用していないという主張に ついてどのように考えるか。逆に積極的な営業活動に情報を活用していると考えられるの はどの類型か。事務局としては全て営業活動という見方もあり得るというふうには思って、 そういう点にも留意が必要だとは思いますが、その辺についてどう考えるかという点です。

それから、新電力の顧客情報が閲覧可能でありながら一般送配電事業者に指摘しなかったという行為について、電気事業法第23条の3、要求依頼をしてはならないということとの関係でどういうふうに考えるか。特にこうしたマスキングの失敗みたいなものについて、不備が生じたのは分社化前の一体会社だったというようなこともありますので、そういうこともいろいろ勘案した上で、どういうふうに考えるかという点があると思います。

69ページで最終保障供給の顧客情報、再エネ特措法の関係の情報につきましては、先ほど申し上げたとおり、これを送配電事業者は特定の電気供給事業者を優先的に取り扱ってはいけないということであるんですけれども、どういうふうな情報管理が求められるべきかという論点があると思います。

その他の論点につきまして70ページですけれども、電力・ガス取引監視等委員会の監視の在り方につきまして、これは事案の解明の途中では議論がなかなかできないので、後に改めて御議論いただくということではあると思うんですが、どういうふうに考えるかという論点があると思います。

最後に、その他の論点ということで、中長期的に検証すべき点としてどのような点があるかという点についての議論を頂こうかと思います。

今後の議論ということで、冒頭に申し上げたとおり、事実関係の調査等については本委 員会のほうで検討いたしますけれども、本日、御議論いただき、その内容を事務局から本 委員会のほうに報告したいと思います。また、次回以降、制度設計専門会合において、具体的な再発防止策について更に御議論いただきたいと考えております。

大変説明が長くなってしまいましたけれども、説明は以上になります。

○武田座長 詳細にありがとうございます。

本日は、本情報漏えい事案に係る非常災害時対応の検証について、経済産業省産業保安 グループ電力安全課の前田課長にオブザーバー参加いただいております。前田課長から災 害時の情報連携の在り方に関して追加の説明を頂けるというふうに聞いていますので、御 説明をよろしくお願いいたします。

○前田オブザーバー ありがとうございます。経産省産業保安グループ電力安全課長の 前田でございます。今日、私、2枚資料を出しています。次のページをお願いします。

詳細は鍋島課長の御説明を頂いたことに尽きているんですけど、一送の類型Bのところ、 災害に起因をした情報漏えいがありましたので、それを我々の立場からも聞き取りを行っ ていますので、意見を出させてもらっています。

まず、この紙ですけれども、最初のパラグラフです。一般送配電事業者さんは、災害対応、特に停電でコールセンターなどに問い合わせが大量に発生したときに、円滑にさばくために、小売のコールセンターですとか場合によっては営業所の返報を頼む、そのための業務委託契約を普段から結んでおられるケースが多いです。その中で一部の送配電事業者さんは、2パラに書かせてもらいましたけど、契約上は災害対応時に限って、問い合わせでヘルプに来られた小売の方にも一送が持っている顧客情報、要すればグループの小売のお客さんじゃない方の顧客情報も、一部マスキング処理をして閲覧を可能にして対応していたと。これが平時でも見られるようになっていたことが情報漏えいにつながったという事例でございます。

下に事例を書きましたけど、例えば真ん中の箱、閲覧権限の付与、A社なんかだと小売の営業所の方、平時から見ようと思えば見られたとか、そういう状況になっていたということでございます。

次のページをお願いします。その上で、今後どう考えていったらいいかということですけれども、送配電事業者さん固有の顧客情報を支援に来ておられる問い合わせの対応者の方々に渡すということ自体はどうかということですけれども、問い合わせが来たときには、その情報の確からしさを確認するために、誰であれ顧客情報の確認をデータベースからしているという状況がございます。その意味では、問い合わせ対応者が送配側のデータベー

スを見るということは送配側の負担を軽減しますので、送配しかできない低圧の停電復旧 のほうの対応円滑化にはつながり得るのかなというところはございます。

また停電、実際は台風などの自然災害で起こっていることがほとんどでございます。これは西日本で多く、九州とか中国とか四国とか、その辺りから徐々に台風対応は起きるものですから、全国一律に議論するというのはなかなか難しいということでありまして、頻発に最近起こっていますこうした対応を効率化していくということにも一定の合理性はあるんじゃないかなということでございます。

他方で、情報管理は徹底されていることが、これは私どもの立場を越えて当然のことだろうと思います。その意味ではその前提、その中において必要最低限の情報共有、情報管理共有がされるのであれば、それは適当と考えられるのではないかというのが災害の立場からの意見でございます。

なお付言すると、災害対応の観点から平時に送配側の顧客情報を共有することは不要じゃないかなと考えているところでございます。

簡単ですが以上です。

○武田座長 前田課長、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの2つの説明につきまして、皆様から御質問、御発言いただきたく 存じますけれども、まず、大橋委員から書面で御意見いただいておりますので、大橋委員 の御意見につきまして事務局から紹介いただければ幸いです。

○鍋島NW事業監視課長 大橋委員から頂いた御意見、御紹介いたします。

一般送配電事業者による非公開情報漏えい事案は遺憾であり、しっかり原因を究明する 必要があります。そもそもの行為規制に立ち戻り、行為規制の態様、及びその監視に対し て、何が欠けていたのか、まずは議論を尽くすべきだと思います。

なお、電力システム改革に先立つこと35年前の1985年に自由化した電気通信においても、 同種の情報漏えいが2019年に発生しており、情報管理体制の見直しが被規制会社に対して なされたところです。情報漏えいに対する対応は、技術進歩に応じて適切な対応が変わっ ていくということを念頭に、適宜モニタリングを行っていくことが求められると思います。 このような御意見を頂いております。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、御質問、御発言の御希望がございましたら、チャット欄でお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、松田委員、お願いいたします。

○松田委員 ありがとうございます。今後の監視の在り方という面も含めて、抜本的な 改善、再発防止に向けて丁寧に検討を進められているものと理解いたしました。大変あり がたいことと思っております。幾つかコメントを申し上げたいと思います。

まず、スライドにもございましたが、閲覧した情報を営業活動に用いたか否かという点をどう参酌するべきかという点でございますけれども、こちらに関しましては、確かに積極的に営業活動に用いたとすれば、態様としたらより悪質と思いますので、このような区分というようなものも意味があることではあると思いますが、他方で営業活動に具体的に用いていなかったとしても、あえて閲覧したというのは、その情報を利用したということとほぼ同じではないかと思っております。

つまり、ほかの手段によって確認する不便や不確実性を省き、あるいは見られるはずのない情報を頭に入れることによって、競争上、営業上、何らか不正に優位に立ったのではないかという疑念は、はたから見れば拭えないと思います。そのため、営業活動に用いていなかった、もしくは用いていることが確認できなかったとしても、不正な利用があったという性質に変わりはないということを、今回のスライドにまさに御記載いただいているとおり、いま一度確認しておくべきところではないかと思いました。

もちろん、非常時など、より優越する法益がある場合には例外であると思いますが、それはやはり例外的な場合であって、必要以上に緩やかに解釈されることのないように、限定された局面でそれが一体どこまで許されるのかという点については、改めて具体化してルールを明確にして、関係者が混乱しないように、そのようなルールを明確化することも考えてよいのではないかと思いました。

次に、今回の件の端緒は何かというのも、今後同様のケースの発生抑止を考えるに当たって忘れてはならないと思っております。法令違反をすること自体、もとより防がれるべきことではございますが、仮にそのようなケースが生じてしまった場合に、それを隠すのではなく、速やかに電力・ガス取引監視等委員会へ報告し、是正を図るということを促せるように、そのような自主的・自発的な報告があったことは正当に評価すべきであって、そのような仕組みが望まれるのではないかと思いました。

その他多く論点を提起していただいていますが、一般送配電事業者ならではで扱える情報については、公正な競争の観点からは、可能な範囲で原則遮断すべきではないかと思っております。

また、行政の監視の在り方につきましては、平時でも、時には一般送配電事業者だけではなく発電・小売事業者も対象に、例えば抜き打ちで検査を行うなどしまして、引き続き 丁寧な監視をお願いできればと思いました。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、松村委員、お願いいたします。

○松村委員 松村です。発言します。まず、災害対応に関してですが、災害時にネットワーク部門も自由化部門も協調して、あるいは場合によっては新電力もだと思いますが、協調して災害対応に当たるのは望ましいことである。今回の事案の結果として、例えば委託契約をやめる対応をするのは望ましくないのではないかと私は思っています。もちろん、災害時対応だかといって何でも見えるようにしてよいなんてことは絶対にないし、災害時対応が終わったら速やかに元に戻すことはもちろん重要なことだし、いろいろな意味で考えなければいけない、対策しなければいけないことは多くあることは間違いないと思いますが、災害時の協力態勢を縮小する方向で対応するのは、今回の事案に対する対応策としてはかなり悪い対応策のように見えます。

そのようなことが実際に行われないように、もし検討されるなら慎重に各会社も考えていただきたい。災害時に協調態勢を組んで地域の顧客、それは新電力の顧客も含めて、地域の需要家の災害の影響を軽減する姿勢自体は、むしろ高く評価されるべきこと、称賛されるべきことであって、非難されることではないことは再度、確認する必要があると思いました。

次に、新電力と旧一般電気事業者の間のある意味でのイコールフッティングが最も重要な点だと思います。今回の情報漏えいに対応して、もし今まで旧一般電気事業者のほうはアクセスできたのだけれども新電力はアクセスできなかった情報が結果的に生まれていて、それが非常にアンフェアだったという状況だとすると、それを今までの新電力と同じぐらいに不便な状況にそろえると考えるのか、あるいは新電力も含めて、もちろん全ての情報というわけにいかなくて、当然マスキングしなければいけない情報は多くあるわけですけれども、スイッチングシステムで得られる情報をもう少し拡張できないのか。新電力のほうももう少しアクセスしやすくすることによってイコールフッティングを保つことはできないのかは、ぜひ検討していただきたい。

例えば、スイッチしたときに料金未回収の問題が発生するだとか、同じ住所のところに複数の需要家が張りついているだとかという類いの問題は、潜在的には新電力のほうも困ることも出てくる。そういうときに新電力も必要な情報にアクセスできるようにすれば、今回のようなこと、営業情報に使ったという事例は全く別だと思いますが、そうでないものは、そもそもそんなことをする誘因も減ることになると思います。情報のアクセスは新電力も含めて、もちろんフェアネスをちゃんと担保した上で、どこまでの情報をどういう形で出せるようにするのが一番効率的なのかを考える端緒にしてもよいと思いました。

次に、事務局の説明の中でも、ヒアリングの中で一体――ネットワーク部門と自由化部門は違うことが必ずしも顧客には理解されていなくて、例えば小売部門に言ったとすると、それはネットワーク部門に問い合わせてくださいなどともし言ったとしたら、たらい回しされていると思われて怒られてしまうことがあり、仕方なくやったということが仮にあったとしても、そのような言い訳は絶対に認めるべきではないと思います。

電力システム改革において法的分離という手段が採られ、しかもその両者にブランド名を入れる、関電なり九電なりの名前を付けることが許されたのは事実ですが、そう義務付けられたわけではない。つまり所有権分離をしてはいけないという整理ではなく、所有権分離が強制されないというに過ぎない。法的分離にとどめる選択をし、わざわざ両方に同じ名前を一部付けることを自分たちが選択したわけなので、その結果として出てくる不便さを変な言い訳に使ってはいけないと思います。

この点については、もし対応するとすれば、先ほど2番目に言った点の対応で解決されるものであればいいのですけれども、特別な配慮はする必要もないし、聞いてはいけないと思います。

次に、システムの物理分割に関してです。物理分割を強制すると大きな問題が発生する。 典型的にはコストが掛かるということなんですが、大きなコストが発生することもあって、 だから論理分割でもいいという整理になったと思います。ただ以前にも言いましたが、こ れだけ大きな問題を引き起こした、特に営業に使ったという会社に関しては、コストが掛 かるからやはり論理分割のほうがいいなどということは、きっと言わないと思います。

したがって、この方向で、一定の時間は掛かると思うし一定のコストは掛かると思いますが、きっとやると思います。他の会社に関しては、もし物理分割をしなかった結果としてもう一度同じような問題を引き起こしたら、致命的なことになる。そういうリスク管理を考えて、自ら選択するのか、あるいはあまりにもコストが大き過ぎるので現行のままで

行くのかというのは、経営判断として考えることだと私自身は思います。

いずれにせよ、とても重要な選択肢だということは、各社恐らく念頭に置いてこれから 考えていくことになると思います。

次に、ペナルティーに関してです。法的にペナルティーを科せるかどうか、特に小売部 門のほうに強いペナルティーを科せるのかどうかに関しては、かなりのハードルがあると の説明だったと理解しています。確かにルールの解釈としては全くもっともだと思います。

これは以前の議論で、圓尾委員は正しく問題の所在を理解しておられた。私自身は、この認識が甘かったと反省しています。つまり基本的に送配電部門の外に漏らしちゃいけない情報は外に出ないものとの建付けで基本的なルールが設計されていた。外に出ないはずなのに出ちゃったことがあれば、送配電部門が責任を負うということは十分に頭に入っていたと思いますが、外に出ないはずのものなのだから、それを過失により出ちゃったものを小売部門が使うことに対して、十分なルールの手当てがされていなかった、十分な危機意識を持って手当てされていなかったという面もあったと思います。

そうすると、ペナルティーを科すハードルがすごく高い結果として、今から予断を与えるようなことを言ってはいけないのですが、本委員会のほうで判断したペナルティーが、外の人から見て甘いと見えることが仮にあったとしても、そのような事情だということは御理解いただけるように、私たちも十分説明していかなければいけないと思います。

例えばインサイダー取引のようなものだとすれば、内部情報が外に出る、いろいろなルートで外に出ることは当然あり得ると想定され、したがって、その情報を使って取引した人に対して強い罰則が掛かることはあらかじめ手当てされている。この問題に関しては、この電気事業法の問題に関して言えば、外に出ないものということが前提になっていたということは一つの問題だと思います。これからルールをどうしていくのか、過失で情報が出ることは今後も絶対ないとは言えないことを考えながらルールを明確にする、あるいはルールを整備することは、これから検討していく必要があると思います。

最後に、私は前回も言って、まだ今回の整理でもとても不安に思っていることがあります。それは、何回も同じことを言って申し訳ないのですけれども、中部電力の件です。中部電力の件の場合には、元送配電事業部門にいた従業員が、いわば自ら働きかけてアクセスができる状態にし、それで実際にアクセスしたということなので、これは組織ぐるみの行為ではなかったとしても、少なくともその従業員レベルでは確実に故意。しかも、それは元送配電部門、渡した人は送配電部門だということだとすれば、これは相当に深刻な事

態なのではないか。

もともと送配電部門と自由化部門の従業員の異動は、ある意味であまりきつく制限し過ぎると弊害があるとの整理で今のようなゆるいルールにはなっている。しかし、もし元送配電部門の人が新電力に出ていくとすると、文字どおり転職することになるのに対して、グループ内での部門間の異動だとすると、転職に比べてはるかにハードルが低い。そうすると送配電部門のいわば知識だとか人脈だとかを小売部門のほうで簡単に使えることは、旧一般電気事業者の特権で、それは本当にフェアな競争と言えるのかという、とても深刻な問題を惹起させる。そのようなことがあるからこそ、このような異動に関しては、ルール上は認められていたとしても、変な疑いを持たれないように襟を正すことが本来必要であるのにもかかわらず、こんなことが起こってしまった。

中部電力の人事は非常にルーズになっていて、送配電部門と自由化部門の異動がとてもルーズになっていて、こんな人事するのかと外から見られかねないような人事が仮に横行していたとして、そういう会社の体質、雰囲気がこの問題の遠因になっていたとすれば、相当に深刻な問題だと思います。私自身は、この問題は関西電力の問題と同じくらいに深刻な問題だと受け止めていて、今回の資料でも、本当に深刻だと中部電力自身が捉えているのか、あるいは監視等委員会が捉えているのかについては、少し心配しています。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、末岡委員、お願いいたします。

以上です。

○末岡委員 ありがとうございます。ランダムにはなりますが、幾つかコメントを差し上げられればと思います。

お話を伺っていて、既にできているルールについて周知徹底することにより一定程度解決する問題もあるのかなと思いますので、まずは社内でのルールの徹底というところを要請するというのが第一だとは思うんですけれども、情報隔離について今、松村委員のお話もありましたが、論理的な対応だけではどうしても制御不能な場合というのが皆無にはならないということを考えると、例えば35ページで幾つか例示を頂いていますけれども、この中で言うと一番左側ですかね、少なくとも他社の小売から閲覧できないようなものであるとか、ほかの情報であっても守秘性が高いものについては物理的に分離することを徹底するということを検討してもいいのかなというふうに思いました。

あと、松田委員のお話とも重なりますが、先ほど営業活動に利用したかどうかというよ

うなお話がございましたが、直接、また積極的に営業活動に情報を利用したということでなくとも、情報を閲覧するとか蓄積すること自体が何らかの意図を持っているのだろうと疑わせることになるので、もし今回、閲覧した情報というのが仮にダウンロードされているというような事態なのであれば、その廃棄については徹底していただくよう要請いただければと思います。

また、あくまでもたとえではありますけれども、カルテルにおけるリニエンシーのような自発的な申告を促進するというか、少なくともちゅうちょさせないというような仕組みづくりも検討の価値があるかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、二村委員、お願いいたします。

○二村委員 ありがとうございます。御報告ありがとうございます。私からは2点申し上げたいと思います。

1つは、いろいろと検討していくことも必要なんですけれども、やはり最終的にはきちんと分離をしていくが重要だと思います。少なくともシステムの面で言いますと、コストが掛かるとかいろいろあったとしても、こういうことが起きないような仕組みに根本のところからするというのが最低限のことだと思います。

先ほどの御説明の中で、分割していくときにコストが掛かるとかいう話があったんですけれども、今回こういう事態が起きて検証をしなければいけないとか、あるいはこの後、いろいろな監視の方法を考えて監視をしていくとか、それらも全部社会的なコストだと思うんですね。だとすれば、それを社会的に負ってもらって担保するというようなことではなくて、きちんとシステム的に見えなくするというような分割の方法というのが必要なんだと思います。この後、何度も同じようなことを繰り返して、そのたびにコストが掛かる、社会的なコストが発生するというのは許されないことだと思っています。

もう一つは、これは大変素人考えかなとも思いますので、ぜひ皆様からも御意見いただければ思うのですけれども、小売で営業をする方たちがきちんと理解をしていなかったとか、そういう御説明が幾つかありました。だとすると小売の営業をするということについて、もっと何か、ライセンスのようなものになるのか分からないんですが、何らかの規制というものが必要になってくる可能性もあるのではないかなと思いました。

以前の例で言うと、例えば保険などは、営業活動で問題が起きたときにそういう制度が

入ったと理解をしています。例えば営業側のほうでそういう理解、きちんとルールにのっとった営業活動をするということを担保するような何か仕組みというのも必要になってくるのではないかと思いました。これは感想的な見方ですけれども、一応意見として言わせていただきます。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、草薙委員、お願いいたします。

○草薙委員 草薙でございます。丁寧な説明に感謝します。私は1点ペナルティーのことにつきまして、松村委員の言及に続いて申し述べたいと思います。

前回も申しましたとおり、残念なことに、悪気がなくやっているという方がいらっしゃいます可能性も感じますし、悪質性が高いものがあるという認識もございます。自社の小売から出ていったお客様を集中的に取り返すということで何かやるというのは相当に悪質であるということは理解されつつも、小売部門の人に本当に新規参入者のお客様を奪うつもりはなくて、たまたま閲覧できる状況だということで、単にどんな様子で競争が起こっているのか見るくらいいいだろうと思ってしまう可能性を感じます。また、出来心で気になる顧客の情報をちょっと見たいということがあり得るのかなと思います。例えば、引き続き自分の会社の電気を購入してくれているのか確認したいという欲求もあり得ると思います。

そして今回、資料3の37ページなど、特に53ページに示唆されておりますように、コンプライアンスよりも仕事のスピードを重視するという意識で、スイッチングをスムーズに行うにはこれが一番なんだ、これが一番早いという思いもあったかと思います。しかし、これらは非常によくないことだという認識が必要で、これは非常に根が深い問題だと思います。自社の小売部門の正当な営業努力で一旦奪われたお客様を奪い返したという場合に、せっかく獲得したお客様を奪われた新規参入者はそのことをどう考えるかという観点から見ますと、送配電部門から営業部隊が情報を得て狙い撃ちをして奪い返したんじゃないかと疑うこととなりまして、その疑念は非常に深いものとなり、その事実があろうとなかろうと、健全な競争環境を確保する上で大変不幸な状況に陥ります。そういった疑念が絶対に発生しないようにしておくことが、競争確保上極めて重要だと思っております。

そこで、松村委員も言及になりましたが、例えば46ページのIDとパスワードの不徹底 による新電力の顧客情報を閲覧した例、こういったことは相当悪質だと言わざるを得ない のではないかと思いますけれども、実はここまで悪質なことをする人が出るということは、制度設計の当初は想定していなかったはずでございまして、これに限れば、問題は制度の問題というよりは人の問題ということになります。よって、まずはこのような行為をした者を適切に罰するということができるように、11ページから15ページまでの行為規制の強化を目指して電気事業法を改正する。

さらには29ページから31ページのところで命令における罰則、命令等を発して、それに 反したから罰を科すというペナルティーの科し方では十分でなくて、命令等を発するまで もなく一発アウトでペナルティーを科すというような設計、これは相当に緊張感を招くと 思いますけれども、そういったことも可能性としては議論しておくことが望ましい状況で はないかと思います。

すなわち、悪いことをやっているという規範に直面していることを自分で認識していながらあえてそれをやるという、それは故意ですよね。そういう故意で悪質なことをやっている場合は一発アウトとなるんだというようなことを、新たに電気事業法の改正によって導入する。こんなことはできないかというふうに感じます。それぐらい根が深い問題だということであります。

ただし、このような行為を行った人たちは、冒頭申しましたように、それほど悪いことをしていると思っていないということが多いと思われますので、やはりこれは悪いことなのだということを周知して、しっかりした研修をすることが必要だと思っておりまして、研修によってこの問題をしっかり認識していただく。その上でペナルティーを強化ということの流れだと思っております。

したがいまして、松村委員が先ほどおっしゃいましたが、旧一般電気事業者の小売部門の人がたまたま送配電部門の情報を閲覧できるようになっていることが分かったら、閲覧しないですぐさま送配電部門に通知すべきであるというような研修が有効だと思いますし、災害時には閲覧可能になっているということは大前提ですので、システム上こういったことは平時にも起こり得るかもしれない、そういうことが問題の元になるということを研修で学ぶといったことも必要かと思います。

たまたま閲覧できることは分かったけれども、何もしなかったという、伝達をしなかったことの不作為にまで例えば重たいペナルティーを科すというようなことは、今のところは慎重であるべきではないのかというふうに考えております。

いずれにしましても、刑事罰を科すというよりも、行政罰の中でも秩序罰的な対応でペ

ナルティーを科すといったことが当面は正しいのだろうというふうに思います。しかし、もしこのままこの問題を乗り切れないならば、一般送配電事業者は法的分離から所有権分離に進んで、発電部門と小売部門との間で資本関係も人的交流も断ち切る道を採るしかなくなるかもしれないと思います。しかも、この問題が1社の問題ではなくて、むしろ全国的な問題と認識されることとなりました。一送の中給システムの沖縄電力を除く統一というような報道もございますが、沖縄電力を含め、一送におかれては情報遮断の統一感を持って、普遍的に必要な情報遮断というもののレベルを上げていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、石川オブザーバー、お願いいたします。

○石川オブザーバー 中部電力ミライズの石川でございます。前回に引き続きで大変恐縮ではありますが、この場をお借りして一言おわび申し上げます。

当社は、電力・ガス取引監視等委員会殿から御報告されました新電力の顧客情報の不適切な閲覧等に関し、報告徴収を受領し、2月10日及び17日に調査結果を御報告し、プレス発表をいたしております。

今回の事案は、競争環境下における電気事業に疑念を抱かせるような事態であると弊社として大変重く受け止めており、深くおわび申し上げますとともに、二度とこのような事象を起こさないよう、システム対策の強化、従業員一人一人の知識・認識の向上策など、今後に向けて中部電力グループを挙げて、より実効性のある再発防止策を進め、ガバナンス強化、法令遵守意識の更なる徹底を図り、全社の仕組み作りと意識改革を進めてまいります。貴重なお時間を頂き、ありがとうございました。

- ○武田座長 それでは、続きまして竹廣オブザーバー、お願いいたします。
- ○竹廣オブザーバー 竹廣です。御説明ありがとうございました。今回の事案につきまして、非常に関与された会社ですとか部署も多くて、事象も非常に多岐にわたってございます。まず、事実と全体像を明らかにすることが重要だと思いますし、今回整理を頂いたと思っております。事象が多いゆえに、各事案の重大性の軽重についても明確にして議論する必要があるかと思います。引き続き調査と今後の対応検討について御検討のほどお願いしたいと思います。その上で、事業者の目線で2つコメントを述べさせていただきたいと思います。

まず、68ページ辺りに関係する点ですが、今回の調査結果を拝見しますと、複数のみな

し小売事業者におかれて、閲覧した情報を営業活動目的では利用していないと、あるいは 円滑な顧客対応を優先されたというふうな御回答があったわけですけれども、例えば新電 力ではアクセスできない需要家の契約情報、これは基本的な情報であってもですが、これ にアクセスをされて、それを基に外部からの問い合わせに対して何らかの対応を行ってい たというふうなことであれば、それは取得した情報を営業活動に利用していたことと同義 ではないかというふうに思います。

こうした行為は需要家から見ますと、みなし小売事業者さんは問い合わせにスピーディーに対応してくれるんだけれども、新電力は問い合わせに対応してくれない、あるいはできない、あるいは新電力は、その内容は一般送配電事業者に確認してくれと言うが、みなし小売事業者はきちっと対応してくれる、やはりみなし小売事業者のほうがいいなと言いますように、みなし小売事業者のほうがあたかもサービスの提供レベルが高いといったように需要家の皆様が認識してしまうことにもなりかねないものですし、これは足元で新電力の撤退ですとか廃業、あるいはこういった情勢から需要家目線で考えますと、新電力全体に対する信用不安といったようなことを総じて助長するような話にもつながりかねないということで、その点も懸念をいたしてございます。

送配電分離後に需要家から新電力にそのような問い合わせが入りましたら、一送さんに お問い合わせくださいと、こういうように当然に対応しているわけですけれども、ここで なぜそのような対応になってしまったのかというところが、現時点ではまだ釈然としない 状況です。需要を獲得した結果だけが営業活動ではございませんので、何をもって営業活 動に利用していないという判断になるのか、判断されるのかという点については、客観的 にかつ慎重に行っていただきたいというふうに考えます。

2点目ですが、低圧の規制料金はみなし小売事業者さんの所掌ですので、契約中のお客様情報をお取り扱いされることは問題ないというふうに思いますけれども、既に廃止となったお客様の情報をみなし小売事業者さんが閲覧する場合は当然問題ですし、高圧の最終保障供給につきましては送配電部門さんの所掌ですので、みなし小売事業者は一切の閲覧があってはならないものだと考えていましたが、ここについては、64ページにございましたように、アクセス制御の対象外であったということは認識がございませんでした。これについても競争上の観点から特に憂慮される閲覧事案だと考えますので、閲覧できないようなシステム的な措置はもちろん、厳格な運用につきまして至急、御対処をお願いできれば幸いでございます。

私からは以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして平岩オブザーバー、お願いいたします。

○平岩オブザーバー 送配電網協議会の平岩でございます。ありがとうございます。今回より、関西電力送配電の白銀様に替わりましてオブザーバーを務めさせていただきます。 よろしくお願いします。

このたびは、一般送配電事業者が保有する本来は非公開とすべきお客様情報の漏えいなど、一般送配電事業の中立性に疑念を抱かれる事態が発生したことに対し、送配電網協議会としても大変重く受け止め、一般送配電事業者を代表し深くおわび申し上げます。

弊会は、今般の事態を受けまして、送配電業界大で法令等遵守の徹底に向けた取組を推進するため、先週開催の理事会において送配電コンプライアンス委員会を設置することとし、2月16日に公表させていただきました。現在、一般送配電事業者各社では、電力・ガス取引監視等委員会殿等からの報告徴収や緊急点検指示に対し継続調査と再発防止に向けた検討を進めており、経済産業省殿の2月10日付けの緊急指針の内容についても速やかに検討を進め、報告することとしております。

弊会といたしましては、新たに設置した送配電コンプライアンス委員会において外部有 識者の知見と御意見も頂きながら、各社の情報の共有と連携に努め、再発防止策の実効性 をより高める取組をしっかりと進めるとともに、法令遵守の徹底に取り組むことを通じて 社会の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

私からは以上でございます。

- 〇武田座長 それでは、続きまして松本オブザーバー、お願いいたします。
- ○松本オブザーバー 九州電力の松本でございます。一般送配電事業者による非公開情報の漏えい事案に関しまして、九州電力個社といたしまして発言いたします。

当社における他の小売事業のお客様情報を閲覧していたことに関しまして、1月18日に 監視等委員会のほうから報告徴収を受けまして、それを2月3日に報告し、さらには2月 15日から立入検査を受けております。

現在、調査の結果、当社営業部門及び委託事業者の従業員等が新電力様の顧客情報について顧客獲得活動に利用していたケースというのは現時点ではありませんでしたが、法規制上不適切な行為である新電力様の顧客情報の不正閲覧をしていたということについて、公正な競争を揺るがすような事態となり大変重く受け止めており、改めて深くおわび申し

上げる次第でございます。

今後も監視等委員会様、エネ庁様の御指導、そして本日、頂きました各委員様、オブザーバー様の御意見、御指摘に真摯に対応してまいりたいと思います。弊社といたしましては、社外有識者を含むコンプライアンス委員会、会社法に定める監査等委員会による検証を行いまして、徹底的な原因究明を実施し、二度とこのような事象を発生させないように再発防止に全力で努めてまいりたいと考えております。今後とも御指導よろしくお願いいたします。

発言は以上です。

- ○武田座長 それでは、中野オブザーバー、お願いいたします。
- ○中野オブザーバー 中野です。この件ですけれども、かつて私、当事者としても、またその後の議論にも関わってきましたので、個人的にもとても残念に思っています。最初に結論を申し上げますと、事務局からも「抜本的」とか「長期的」という言葉が出ていましたけれども、まず短期的に期限を決めてきちっと対策を執ること。それとともに、中長期的にどうしていくんだという議論があっていいのではないかと思いました。

松村先生がおっしゃっていましたけど、当時から分離の仕方については、所有権分離を含めているいろ考えて、その難易度や、いろいろな社会的なコストのようなものも含めて、こうした同じ傘の下での法的分離にしたわけです。これは発電と小売の関係も同じですけれども、もし対策を執った上でもそうした仕組みに限界があるのであれば、それこそ抜本的に在り方を見直してもいい時期なのかもしれないと感じました。当初、議論したときから大分時間も経っていますし、いろいろな情勢も変わっていますから、分離の仕方について、もう一度議論すること自体は否定されるものではないと思います。

ペナルティー等々になると慎重な議論というのは当然必要になることは承知していますが、今この時点でも、今回のような、情報閲覧のような事象は起こり得るといえば起こり得るわけですから、一旦ある程度ここまでに結論を出すというのを設けていただいてやっていただきたいと思います。その後、中長期的にどうするのかということを、議論していくべきだろうと感じました。

発電・小売の内外無差別の問題もそうなんですけど、随分前に、これは内外無差別になっていないと、この専門会合の場で意見があったにもかかわらず、数か月経っても検討状況が分からないわけです。ですから、事務局には、いろいろお忙しい中とは思いますけれども、ある程度の期間で一定の結論をまずは出していただきたいと思っています。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、國松オブザーバー、お願いいたします。

○國松オブザーバー 日本卸電力取引所・國松でございます。私のほうから、電力の自由化、2000年前ぐらいから電気事業を見させていただいている中で、いろいろなことを気付きながらのことでお話しさせていただきます。

今回の情報漏えいのところでございますけれども、大きな部分というのは、電気事業においてお客さん、需要家の便宜を図るというか、そういう思いでやられている点が多いのかなというか、多いと思います。自由化しながらもやはり旧一般電気事業者、いわゆる電力さんというところにまだ全体、特に低圧の需要家のところでは頼り切ったところがある、それが自由化されて新電力と同じになっているわけですけれども、大きなところでは電力会社に頼っている、需要家もそういう意識でいる需要家が多い。それに対して応えようとされたというところが、これは問題ではあるわけですけれども、個別にこれを解決していこうとしたときには、需要家が一律に不便をこうむる場合も考えられます。それをどうゆるやかに持っていくのかというのは課題かと思います。

例えばですけれども、新電力においての問い合わせ先は、ゴールデンウィーク、年末年始に関しては問い合わせには応じないという小売電気事業者もいるわけですけれども、そうなったときでも、電力はそこが曖昧なんですけれども、電力会社の小売と送配電両方ともの連絡先というのは出ている。昔からの連絡先の番号も変えずに、電力はそれを対応しているということ。また、工事会社が間違えたというのも、これを電力のせいにされるのかというと、間違いだよというふうに返すのが正しいといえば正しいんですけれども、難しい課題かなとは思います。この辺りの周知徹底をどうしていくのかという部分というのは、よく考えていかなければいけないのかなと思います。

何にしましても、便利がいいところでは電力会社、旧一般電気事業者に頼っている部分というのが多過ぎなかったのかというところは、考えなければならないのかなと思います。またシステムに関しては、どちらのほうが使い勝手がいいかというと、物理的に分離したほうがもちろん使い勝手はいいわけですから、それに向けて各社さんは用意していくものと思います。

もう一点ですが、64ページの最終保障約款の一部業務の委託というのがございますけれども、これは何を委託したのかがはっきりしない中では何とも言えないかなと思います。

料金の受取りだけを委託しているのか何なのかよく分かりませんけれども、最終保障約款の金額を考えるときに私のほうから申し上げたときがあったんですが、まさかもう既に委託されているとは私知りませんでしたけれども、こういったことで委託関係の中でそれが相手先に示せるというのは、これは委託契約の中でしっかり守られていることということでしょうから、ただその委託の出し方が関係小売電気事業者に限って独占的に委託をしているのであれば、その問題はあろうかとも思います。

また、今回の情報漏えいに関してシステム分離が図れていないのは、低圧に限ったことなのか、それとも特高、高圧も含めてのことなのか。低圧に限ったことであると私は認識しておりますが、その辺り、どの情報、どのカテゴリーの情報というものが入ったのかというところは明らかにしながら議論していくべきではないかなと思います。

私からは以上です。

- ○武田座長 どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。 それでは、事務局からコメントございますでしょうか。
- ○鍋島NW事業監視課長 活発な御意見ありがとうございました。低圧か高圧かと先ほど國松オブザーバーから最後に御指摘ありましたけれども、基本的には低圧なんですけれども、最終保障供給のこの案件は高圧でありますし、高圧の情報もこれ以外の案件で全く皆無かというと、一部マスキング漏れなどもあります。という状況ではありますが、そこら辺については事実認定をしておりますけれども、多くは、最終保障供給以外は低圧がほとんどであるという認識は持っております。

それから物理分割に関しましては、事務局としてもコストが掛かるからこれを先延ばし してよいというような認識は持っておりませんので、その点についてはそういう言い方は していないんですが、ただ最後のほうの論点で申し上げたのは、時間については、物理分 割をするに当たっても一定の期間が必要になりますので、その間の対策をどうするかとい う点については論点ではないかなというふうなことで申し上げた次第です。

いずれにしましても、本日の御意見につきまして本委員会のほうに御報告し、また次回 以降も引き続き御議論いただければと考えております。

私からは以上です。

○武田座長 どうもありがとうございました。

本件につきましては、本委員会で調査などの対応を行っていきますけれども、制度面での対応に係る今回の議論につきましては、本委員会に報告したいと思います。

また、次回以降の本会合において具体的な再発防止策等についてさらに御議論いただく ことになりますので、事務局におかれましては、準備などを進めていただきますようお願 いします。

それでは、少々時間が押しておりまして、早速、次の議題に移りたいと思います。

議題2「発電側課金について」に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

〇鍋島NW事業監視課長 それでは、資料 4-1 について御説明します。発電側課金の詳細設計についてです。

2ページ目ですけれども、発電側課金につきまして今月、資源エネルギー庁が公表した「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ」においても、関係審議会において 検討を進め、2024年度に導入すると整理されております。

これに関しまして、本日は、詳細設計の残された論点と中間とりまとめ(案)について 御審議いただければと考えております。

4ページ目以降で詳細設計についてです。

5ページ目ですけれども、1つの詳細設計上の論点は、発電所の立地エリアとは異なるエリアの一般送配電事業者の系統に連系している発電所についてどう取り扱うかというものです。一般送配電事業者の供給区域は大体行政区域に沿って決められておりますけれども、発電所の中にはほかのエリアの送配電の系統に接続しているものがあります。こうしたものについてどうするかというところですが、2つ目のポツですが、物理的に行政区域としてエリアの中にあったとしても、送電線で連系していないような場合についてまでエリアのほうに発電側課金でお支払いするということではないというふうに考えていまして、系統を所有する一般送配電事業者に対して発電側課金を払うということが基本ではないかと考えております。

3ポツ以降は更にバリエーションでありまして、高圧の系統はほかのエリアなんですけど、低圧部分で自分のエリアと接続しているというようなケースについてどう考えるかということですが、確かに発電側課金の説明としては、上位系統に係る固定費について分配するとはしておりますけれども、ただ趣旨としては送配電設備の維持・拡充ということなので、地元の配電所などに接続している発電所については、仮にそこから先の高圧が別エリアだったとしても、地元にお支払いするということが適当ではないかと思います。

最後のポツですけれども、そうしたときに割引制度などでどうするかということがありまして、ほかのエリア、隣のエリアの基幹系統に与える影響などを全く考慮しなくていい

かというと、その辺りについては関係一般送配電事業者間で協議をしていただければいい のではないかと考えております。

6ページ目は図示で、図にしたものですが、説明は割愛いたします。

7ページ目ですけれども、契約電源と無契約電源が混在するものということで、無契約電源というのは何かということですが、FIT買取り期間の満了後、売電契約の切替えが滞った場合に無契約になるということですけれども、無契約電源はその名のとおり託送供給契約を結んでいませんで、逆潮分は電気がそのまま無料で引き取られていくというものでありますが、発電側課金の取りようもないということでありまして、そういうものについては無契約のものと契約のものを按分して、適宜、課金対象kWを算定するということとしてはどうかと思います。

8ページですが、前回、御指摘のあった発電設備の併設蓄電池ですけれども、重要な論 点ではありますが、現在、資源エネルギー庁において必要なシステム改修や実務的な整理 を行っておりますので、それを踏まえて検討したいと考えております。

10ページ目以降が中間とりまとめですけれども、中間とりまとめにおきましては、過去 2018年以降の本制度設計専門会合における議論を反映させた上で中間とりまとめ(案)を 作っております。中間とりまとめ(案)自体は資料 4-3 で文章の形にしております。概 要を資料 4-2 で作っております。非常に簡単に御説明しますと、最初は趣旨ということ で、これまでの制度設計専門会合でお出しした資料を付けております。

7ページ目に新託送料金との関係について書いてありまして、レベニューキャップがこの4月から導入されますので、発電側課金とはそれと整合的な仕組みとして設計するということになります。

8ページ目以降が詳細設計になっておりまして、例えば9ページの課金対象などについては、今般、昨年秋以降の検討で既認定FIT/FIPについて、調達期間終了後対象になるといったことについて書いております。

10ページ目はkW課金、kWh課金ということで、昔、以前議論したものに更に揚水発電、 蓄電池の扱いなども付け加えて書いております。

11ページ、その他詳細設計については、この1月以降検討した論点もたくさんありますが、例えばここの2つ目の論点などは、以前議論したものになっております。

12ページ目も詳細論点で、6番目、7番目の論点は以前検討したもの、8番目は先ほど御議論させていただいたものになっております。

13ページ以降は単価の設定方法で、上位系統に係る固定費の一部を発電側課金で回収する。これは以前から御議論させていただいておるものです。

14ページは、更に詳細な設計負担方法になっております。1対1で分けるのは以前から決まっていたもの、具体的な精算方法は今般、御議論いただいたものです。

16ページですけれども、割引制度について、割引A、割引Bを作るということは以前制度設計専門会合で議論しましたが、対象地域の見直しなどは今般、議論させていただきました。

17ページで割引相当額の計算方法は、以前、制度設計専門会合で議論したものです。

その他割引制度の詳細設計、18ページや、20ページまで書いてあります。一部、今般、 議論したものも入っておりますし、最後の6番目、7番目は今般、議論したものになりま す。

21ページは実務上の扱いということで、発電量調整供給契約の仕組みを活用して回収するという、これは以前から決まっていたことで、22ページ、通知については、これも通知するんですが、FIT/FIPの事業者に対して調達期間終了前に通知をするということにしております。

23ページはその他詳細設計ということで、これは全て以前、議論させていただいたものになります。

25ページ以降で発電側課金の転嫁に関して記載しております。

26ページに既存契約見直しガイドライン、発電側課金に関する転嫁ガイドラインを策定・制定するということにしておりますが、これはまだ事務局のほうで検討中でございまして、これは今後、御相談させていただきたいと考えております。

あと若干残されているものといたしまして、18ページに戻っていただきまして、今後、検討するものとしましては、割引制度の延長措置のリプレースされた既設電源、ここについてはまだ詳細な、この時点で何か――延長措置ですので、今の時点で何か決める必要があるというものではありませんけれども、今後、検討するということにしたいと考えております。

最後、27ページ以降ですけれども、これまでの検討経緯ということで、2018年6月以降、 制度設計専門会合で取り上げてきた経緯について触れております。

事務局からは、説明は以上になります。

○武田座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御発言の希望がありましたら、チャット欄でお 知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、まずは草薙委員、お願いいたします。

○草薙委員 草薙です。ありがとうございます。発電側課金導入につきまして詳細な説明をしていただきまして、感謝します。

たしか2018年の専門会合だったと思うのですけれども、発電側課金のスケジュールイメージはその頃から示されていて、そして現在、この制度の導入というのは後ろ倒しになったという経緯があったと理解しています。今回の事務局資料の4-1、そちらの8ページのほうを見ますと、発電設備併設蓄電池における課金の扱いについては議論が遅れる可能性を感じます。そうすると、各電力からの認可申請も遅くなるかと思います。

それを踏まえまして、1点質問させていただきたいんですけれども、2024年度に向けての既存の契約の見直しがセットされることを望ましいというふうに考えますところ、今後、円滑な協議に向けて支障とならないように、各電力エリア別の料金水準が分かるような、例えば料金表のようなものが公表されるといった既存契約の円滑な見直しに向けての対応ということが有意義かと思っております。

質問なんですけれども、料金のほうで、例えば料金表はいつ公表される設計でしょうか。 そういったことがあったほうが円滑な協議ができると思います。ほかの議論もありながら も、それをまずは見てみたいというニーズもあろうかと思いますので、早めの公表が望ま しいと思いますが、いかがなものか、質問させていただきます。どうぞよろしくお願いし ます。

○武田座長 どうもありがとうございました。

質問につきましては後ほどまとめて御回答いただくということで、それでは、山谷オブ ザーバー、お願いいたします。

○山谷オブザーバー 太陽光発電協会の山谷でございます。まず、資料4-1の発電側 課金の詳細設計等についてですが、7ページ、契約電源と無契約電源が混在する場合につ いてですけれども、無契約電源のkW課金については課金対象から除くことが妥当だと考え ておりますので、賛同いたします。

また、同様にkWh課金についても課金対象から除かれるというふうに理解しているんで すけれども、この認識が正しいか確認させていただければと思います。

8ページ、併設蓄電池に対する発電側課金の扱いについて検討事項として取り上げてい

ただき、感謝申し上げます。

次に、中間とりまとめ(案)、資料4-3ですけれども、24ページ、割引対象地域の見直しの箇所ですけれども、前回の専門会合において、発電側課金の具体的な単価や割引の適用に関する情報については、2024年度の導入に先立ち、できるだけ早いタイミングでの開示・公開というのをお願いしております。特に割引対象地域についてですが、公表あるいは開示の時期がいつ頃になりそうか。草薙委員と同じ質問ですけれども、教えていただければと思います。

同じく24ページ、割引対象地域の公表・通知についてですけれども、「高圧・低圧電源 については、割引対象地域と想定されるエリアを地図上等に示したものをウェブサイトで 公表した上で、詳細は問い合わせ対応とする。」というふうに明記していただいて、感謝 申し上げます。

その他として、本専門会合で議論すべきことではないのかもしれませんけれども、需要 設備の立地誘導、電源の立地誘導と同様に重要と認識しております。小売側の託送料金に ついても、立地誘導のための割引制度をぜひ御検討いただければというふうに思います。

最後に、発電側課金の小売側への展開に関するガイドライン等の議論については、次回 以降なされるものと理解していますけれども、特にkW課金の転嫁についてはFITの変動 性再エネについて容量市場等で解消するのは非常に困難ですので、このような実態を踏ま えて御議論いただければ幸いでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして日本風力発電協会の小杉様、よろしくお願いいたします。

○小杉オブザーバー 日本風力発電協会です。発言させていただきます。今回お示しいただきました中間とりまとめ(案)につきまして、これまでの長きにわたる様々な議論を取りまとめいただいたものであり、当協会としましてはその内容を尊重させていただきたいと思います。

なお、24年度の運用開始に向けまして、想定値や想定理論を用いた試算、幅を持った数値で構いませんので、課金額等につきましては、ぜひ評価をもった議論を継続いただきたいと思います。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、神田オブザーバー、お願いいたします。 ございます。

○神田オブザーバー 大口自家発の神田です。ありがとうございます。今、映していただいている26ページに関して1点質問なんですが、ガイドラインの適切な運用がなされているかどうかということでアンケート、ヒアリングを実施するということで、3つ目のポツの2行目に、対象者は発電事業者等を念頭に置いて想定していると。この「等」の中に自家発の余剰売電をしている事業者も含まれているのかなというふうに思ったのですが、それを確認させていただければと思いました。

事業者数は少ないかもしれませんが、そういった自家発余剰を運用している事業者の声 や拾っていただくという意味では対象にしていただければと考えております。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、平岩オブザーバー、お願いいたします。

○平岩オブザーバー 送配電網協議会・平岩でございます。ありがとうございます。発電側課金につきましては、制度設計に関する詳細論点について御検討いただくとともに、このたび、これまでの検討内容を中間とりまとめ(案)として整理いただき、感謝申し上げます。

今後は、円滑な制度導入に向けて、一般送配電事業者としての発電側課金の回収業務を担っていただく発電BGの代表者様である発電契約者様に対する丁寧な制度説明の実施が必要になると考えております。つきましては、3月下旬に発電契約者様向けの制度説明会を開催させていただくべく、調整を進めておるところでございます。電力・ガス取引監視等委員会事務局様にも御協力を頂きながらしっかりと対応を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。 それでは、事務局からお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 今、草薙委員から御指摘のあった料金表の対応ですけれども、 この段階で何月頃というめどを示すことが難しいところでありまして、実際にこれを計算 するときには、託送料金の計算のようなものもあるんですけれども、それに加えて割引額 の計算もありますので、その辺りについてなるべく速やかに行うことが重要だという御指摘があったと受け止めておりますので、可及的速やかに一番早いタイミングでどういうふうに出せるのかといったところを、この計算をすることになる送配電事業者と調整したいというふうに考えております。その上で、また御報告したいと考えております。

それから、神田オブザーバーからありましたアンケートの対象者に自家発の方々が入るかということですけれども、なるべく含めていただきたいという御指摘がありましたので、 それを踏まえて事務局においても計算いたします。

それから、山谷オブザーバーからありましたkWhが入るのかという点ですが、資料4-1の何ページですかね、これは資料に記載しておりませんけれども、kWhについても対象外という整理でおります。

以上になりますけれども、もし何かほかにも御質問ありましたら対応いたします。

○武田座長 どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、今回の詳細設計及び中間とりまとめ(案)の内容につきましては、特に御異論等なかったと思いますので、資料4-3を本会合の取りまとめとしたいと思います。事務局はこの方針で対応を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして議題3に移りたいと思います。議題3「新インバランス料金制度における補正インバランス料金の見直しについて」に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料5につきまして御説明いたします。

本日の議論ですけれども、2022年度、すなわち昨年の4月から新インバランス料金が運用開始されております。1年弱が経過したところです。新インバランス料金におきましては、需給逼迫時におきまして補正料金算定インデックスを用いて補正インバランス料金を計算しているところです。これにつきまして、広域予備率との相違などがあるということではあるんですけれども、補正料金算定インデックスを各一般送配電事業者等の予備率、広域予備率と一本化することを目指すと過去に整理されているところでありまして、今後の進め方について少し触れております。

次のページですけれども、これはインバランス料金ということで2021年12月に議論した際の資料になります。下に書いてあるとおり、将来的に、2024年度に広域予備率との一本化を目指すということになっております。

次の5ページで、現行のインバランス料金の考え方でありますけれども、この予備率の

算定などに今は補正料金算定インデックスを使っています。

次のページですが、算定インデックスにつきましては、一般水力や揚水発電の予備率の 算定方法について特徴がありまして、貯水量を3時間で割ったものか、その設備の最大出 力の高いものにしますといった定義になっております。

8ページ目は、一方の広域予備率の算定式ですけれども、広域予備率については、一般 水力は日々の池運用を考慮し、揚水発電については仕上がりの予備率が一定になるような 計算を行っております。

その次のページが、その違いについて表にまとめたものになります。あと、違いとして 緊急時自家発の取り扱いなどについても違いがございます。

10ページですけれども、これは先ほど申し上げた補正料金算定インデックスにおける供給力の算定方法でありまして、池の水が少ないときは3時間でそれを使い切ってしまうということで計算し、池の水が多い場合は、3時間で使い切れないので最大出力で計算するということにしております。

続きまして、今後の検討方法ですけれども、過去の整理もありましたけれども、基本的には広域予備率に基づいているいるな社会的な対応が行われるので、乖離するのは好ましくないということで一本化が重要だと考えますけれども、逼迫時のインバランス料金の試算値を計算して比較するなどして、需給バランス確保や小売競争上の観点などから問題がないか、次回以降で確認をするということにしたいと考えております。

事務局からは以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、討議に移りたいと思いますので、御発言の希望がございましたらチャット欄でお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、草薙委員、お願いいたします。

○草薙委員 草薙です。この映っております12ページの事務局案に賛成します。広域予備率の算出方法について一送の間で統一がなされてきたことも手伝って、より需給逼迫時に広域予備率を報道することが頻繁になされるようになったと認識しております。それに伴って需給逼迫時の利用者の目線も広域予備率に向かっている状況と認識しています。そういった中での事務局の提案は、非常に意味があるというふうに考えます。

1つ気になりますのが、現行制度から見てインバランス料金が激変して混乱を招くような制度変更にならないようにしていただきたいということですけれども、ここにあります

12ページのスライドの2つ目のポツによると、「ひっ迫時のインバランス料金の試算値を 計算し比較することで、需給バランス確保や小売競争上の観点などから問題がないか」、 丁寧に検討を進める方針を採っておられるように感じられます。そのように私が勝手に読 んでいるということでなく、その理解でよろしいのでしたら、ぜひこの方針を支持したい と思っております。

以上です。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、松村委員、お願いいたします。

○松村委員 松村です。今回の事務局の提案は、そもそも既定路線に沿った整理だと思いますし、広域予備率にそろえるのは、それ自体妥当な提案だと思います。この方向で議論が進んでいくと思います。

ただ、そのときに十分考えていただきたい点があります。今回の整理で広域予備率の考え方はこうなっている、今のインバランス料金の補正をするときの考え方はこうなっているとの比較が出されている。しかし広域予備率の定義はこれから変わるかもしれない。このことは十分考えていただきたい。つまり広域予備率は、こういう目的にも使われるとすると、広域予備率の定義を安直に変えると影響が大きいということ。

今現在でも既に議論されていると思いますが、今、揚水24時間化を更に延ばして48時間化、あるいは更に先になると72時間なんていう提案だって出てきかねない。安直に変えると影響が甚大だということは十分考えた上で――私、24時間でも本当に広域予備率の定義としてこれが正しいのか、長過ぎないかとの懸念を持っているのですけど、仮にそれを認めるとしても、更にこれを延ばそうという動きがあることまで考えると、統一して本当に大丈夫なのか。足元のところだけでなく今後のことも考える必要がある。あるいはもしこの方針を採るとすれば、次に広域予備率の定義を変える議論をするときには、相当慎重にしていただきたい。定義の見直しは監視等委員会でやることではないと思いますが、相当に慎重にしていただきたい。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。それでは、事務局からコメント等ございますでしょうか。

○鍋島NW事業監視課長 草薙委員からの御指摘の点については、慎重に料金の比較な

どを行いながら行っていこうと考えております。

松村委員からの御指摘についても認識しましたので、確かに監視委だけで決められることでは全然ないんですけれども、論点について認識いたしました。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、本件につきましては特に大きな御異論なかったと思いますので、事務局案の とおり進めることといたします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題4「ベースロード市場に関する検討について」に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○東取引制度企画室長 取引制度企画室長の東でございます。資料 6 に基づいて、ベースロード市場の検討について御説明させていただきます。

2ページ目、本日の御議論いただきたい点ということで、これまで御議論いただいた事後清算スキームの詳細な論点に加えて、本日は今後の進め方について再度、御議論いただきたいというふうに思っております。

3ページ以降、ごく簡単にこれまでの議論を振り返りますと、4ページ目ですが、そも そも原子力発電が動いている西日本を除くと、約定量というのが非常に限定的であると。

5ページ目でございますが、その背景として、石炭価格の見積りに際して相当なリスク プレミアムが積まれているということがあるということであります。

6ページ目、その課題認識としては、そういったリスクの見積りに売手側の裁量の余地が大きくて、売り惜しみにつながる可能性もあると。また、グループ内・社内の取引というのはある種の燃料費調整が行われる一方で、ベースロード市場には固定価格ということで内外無差別の確認も難しくなっていると。さらに、こうしたベースロード市場の価格というのはある種の指標性がありますので、ほかの取引にも影響しかねないということで制度の見直しが必要なんじゃないかというところから議論が始まったところでございます。

7ページ目ですが、そうした中で大きく3案、見積りルールを明確化する、あるいは案 2として、事後清算というのを入れる、3として、社内・グループ内も固定価格で内外無 差別にというような案をお示しして御議論いただいてきたところです。

8ページ目ですが、一番最後のところですけれども、過大なリスクプレミアムは解消したいと。一方で、リスクの見積りというのを外側から行うと発電事業者側がコストを適切に回収できないおそれがあるということで、適切なコスト回収というのも考えないといけないと。さらには3点目として、内外無差別でなければならないという御意見も非常にあ

ったかと思いまして、こうしたいろいろな要請を同時に満たすということを考えると、事 後清算スキームというのが必要なのではないかということで御議論いただいてきていると ころでございます。

それと、直接スキームそのものとは少しリンクしない、直接そのものではないですが、 長い目で見たときにといいますか、内外無差別な卸売との兼ね合いで適格相対控除といっ たところも考えていく必要があるといったような点も以前に御議論いただきました。

そうした上で、13ページ目以降、事後清算スキームの詳細な検討ということで、幾つか 論点を改めて整理させていただいています。

まず14ページ目、1つ目の論点として、基準になる石炭価格と実績平均の石炭価格というのをどう設定するかということでありますが、これは2つ目のポツに書いていますけれども、小売料金との親和性ですとか小売事業者による受容性ということ、さらには内外無差別という観点からも規制料金と似たようなといいますか、規制料金における燃調と同じように直近3か月、受け渡し月の $3\sim5$ か月前の価格とするのが適切ではないかということを書いております。

2つ目の論点としまして、そういった調整単価を算定する場合に、エリア別に共通の調整単価を設定するのがいいのか、事業者別に別々の設定をするのがいいのかということで、前回の御議論としては、事業者ごとに設定するのがいいのではないかという御意見が多かったというふうに思っています。

また大事な点として、逆に共通で設定すると結局一定のずれが残ることになって、また リスクプレミアムをどう考えるかという課題が残ってしまうという御指摘もございました。 こういうことを考えると、事業者ごとに設定するというのが適切ではないかということを 書かせていただいております。

2つ目のポツのところに書いてあるのは前回お示ししたものと同じですが、仮に複数事業者が約定した場合には、比例配分すればいいのではないかということを書いております。

3つ目のポツですが、そこの算定に恣意性がないように、供出上限価格の算定に用いる 諸元というのをそのまま使って、機械的に調整単価というのは計算するようにしたほうが いいのではないかということを書いております。

次のページには、そのイメージというのを簡単に落とさせていただいていますが、要すれば石炭の消費数量というのと実際にどれだけのアワーを発電するのかというので割返すと、石炭価格が変動したときにどれぐらいアワー当たりの価格に影響してくるか。この例

で言うと、石炭価格が1,000円/ton動いたときに、±0.2円、20銭ずつ調整するといったような事例を書いてございます。

18ページ、次の論点として、今の点に関連して事業者ごとに調整単価を設定すると、買手からするとどういった調整単価が適用されることになるかが約定後まで分からないとう問題に対して、キャンセルというのを考えるかと。一方で、キャンセルを無制限に可能とすると、その濫用といいますかものすごく高値で札を入れるといったことが起きるんじゃないかということでございまして、この点に関して19ページ目、案を3つ書いております。1つは、事前に各売手が買手に対して調整単価を通知する。一方でキャンセルというのはあえて設けないということを書いています。これは制度の複雑化とかいったものを回避するという観点から、こういう案が挙げられたということ。

案2として、買手が事前にもし希望しない条件があるのであれば、それを市場運営者に 登録しておく。それによって、それが約定した場合は、その約定を自動的にキャンセルし てもらうといったやり方があるんじゃないかなということ。

案3として、キャンセルができるんだけど、そこには一定のキャップといいますか、キャンセルしていい量にキャップを設けるという考え方というのを3つの案として書かせていただいております。

最後に論点3つ目として、仮にその事後清算スキームを入れるとして、全部それに変えるのか、あるいは固定価格と併存させるのかという点についてです。これも前回、様々な御意見頂戴しましたが、改めて整理しておりまして、2ポツ目のところで書いていますのは、事後清算に変えた場合、固定費が大きく変わることはなかなかないということで、3回とも実質的に同じ商品が供出されることになるだろうと。この場合、2回、3回と同じようなオークションを行うことの意義が相対的に小さいのではないかと。相対的にというのは何と比べてかというと、次に書いていますが、固定でヘッジを行うことが可能というのがベースロード市場の特性で、こういったことを維持する意義が大きいという御意見もいろいろ頂戴したと思います。特に発電側がきちんとヘッジしてコストをコントロールしていくというのは、最終需要家を含めた電気料金の抑制という観点からも有意義なのではないかと。こういう意味で比較考量したときには、全部事後清算スキームというよりは、固定によるオークションも残しつつ事後清算スキームを入れるのが妥当なんじゃないかということを書いてございます。

論点としては最後ですが、仮にある意味そういうハイブリッドといいますか3つにする

場合、どれぐらいの回数、あるいは何回目にという点でございますが、ここも前回いろい ろ御指摘もありましたが、改めて整理しておりまして、まず1点目、少なくとも1回導入 するとコストベースでの調達機会というのが買手に確保されることになりまして、一定程 度その調達機会というのは担保されるんじゃないかというふうに考えております。加えて、 3回目にそういった事後清算スキームを導入することにすれば、3回目の約定可能性が高 まると。今非常に高値で全く売れてないプレミアムもあるわけですが、そうしたところで もかなり約定可能性が高まるだろうと思っていまして、そういった場合に売手が1回目、 2回目にオークション、固定価格のオークションですね、価格設定を見直す動機が出てく るんだろうというふうに考えていまして、3ポツ目ですが、逆に1~2回目のオークショ ンに事後清算スキームを入れると、以降の固定価格によるオークションでプレミアムの課 題が残ってしまうんじゃないかと。また、そこで価格規律を入れるんだという話になって くると、発電事業者が費用回収できないリスクという問題がまた再燃してくるということ もありまして、こうしたことを考えると、3回目のオークションというのに事後清算スキ ームを入れることとして、そこをてことしてといいますか、1~2回目のオークションに ついては現行のルールを維持するというのが適切なのではないかということを書かせてい ただいております。

最後ですが、以上も含めまして今後の進め方ということなんですけれども、こうした詳細な制度設計の在り方についても様々御議論いただいてきましたし、本日もぜひこういった点、今お示ししたような論点についても御議論いただきたいと思っております。

その上で3ポツ目ですけれども、ベースロード市場というのは資源エネルギー庁によるガイドラインに基づいて制度設計されておりまして、制度の見直しに際してはガイドラインの改定が必要となるということですので、これまでの監視等委員会、親委員会での監視結果、あるいは当専門会合における御議論、本日の御議論も含めまして、そういったものを踏まえて、燃料費を事後清算するスキームを導入することについて資源エネルギー庁における検討を求めることとしてはどうかということでございます。

以上、御審議いただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、討議に移りたいと思います。その前に、大橋委員より書面にて御意見いただいておりますので、事務局にて御紹介いただければと思います。

○東取引制度企画室長 書面で頂いておりますので、口頭で御紹介させていただきます。

ベースロード電源は、中長期的な断面で見た需要家のベース需要に対応する安定的な供給力です。ベースロード電源へのアクセスを容易にするための市場としてベースロード市場が開設された際には、非対称規制の性格を有しながらも、事業者の創意工夫を促すといった観点から、リスク管理は市場を介することとして、買取り量のオプションや燃料費調整制度といった機能付与を行わないこととしました。

その後、卸電力取引市場の厚みが増す中で、先物市場や相対市場では自らの発電コストを比較しながら、機会費用を考慮した値付けを行う事業者が着実に増えています。電気を買ってくるのがよいのか、燃料を買ってくるのがよいのか、電気を売るのがよいのか、燃料を転売するのがよいのか、事業者によって選択範囲は異なりますが、自らの置かれた状況における機会費用を考えられる形で市場が動いています。まさに電力システム改革が求めた方向に事業者が動き始めているということです。

こうした中で発生してきた現在のベースロード市場の問題の解決策を考えるときに、単 に商品設計ということで燃料調整制度や事後清算を導入するという考え方は、やや対応と して短絡的・拙速であり、これまでのシステム改革の方向とは異なる印象を持ちます。

本問題に対しては、これまでの電力システム改革の流れを踏まえて、改めて位置付けから考える、すなわちベースロード市場の再設計が求められるのではないかと思います。1つの考えられる出口は、長期相対の入り口としてベースロード市場を捉えるということです。もっともクレジットリスクにどう対処するかが長期取引の一つの課題です。であれば、安定的な供給力の確保の観点から、送配電事業者が取引に関与することによる信用補完を含めた枠組み等を想定することも可能と思われます。

いずれにしても、現行の市場を固定的に考えず、脱炭素化された供給力確保の在り方など、ベースロード市場を含めた市場全体を再設計する視点が求められていると思います。 以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございました。

それでは、御発言の希望がありましたら、チャット欄でお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、松田委員、お願いいたします。

○松田委員 どうもありがとうございます。大枠のところについて、今、御紹介いただきました大橋委員のおっしゃるとおり、そもそももっと中長期的に見て考えるべきところがあるのではないかというような点については、個人的には共感いたしますけれども、今

回、御提示いただきました議論についてコメントを幾つか申し上げたいと思います。

まず1点目は、質問になりますけれども、スライドの14ページに関しまして、ここで、 内外無差別の観点も含めつつ、基準価格についてこのような考えが適当ということで、2 ポツで御整理いただいておりますけれども、これは内外無差別を貫徹するという観点から しますと、個社ごとによって異なる月数となることを許容しているということなのでしょ うか。ちょっと資料上よく分からなかったので、確認させていただきたいと思いました。

あとは2点目ですけれども、買手によるキャンセルの点、スライドの19ページで御整理いただいています案1から3ということで、現状併記していただいていると認識しております。個人的には案2がよいように思っておりまして、購入希望条件付の応札ということで、なるべく約定後の処理ですとか約定についてシンプルに、複雑化を回避するためには、登録しておいた係数を上回るような場合については、そこは自動的に約定しないように処理すればよいのではないかとは思っております。複雑化を回避するためにはキャンセル後の再計算を行わないということで、そこは空席のまま処理するということで、そのような処理も妥当ではないかと思っております。

他方で、非常に大きな係数を登録するなどして、何かそこの部分を買わせないというような濫用的な買手が現れた場合には、やはりそれは、この仕組みの枠内であっても何らか 是正できるように、そういう担保する手段があるといいと思いました。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、加藤オブザーバー、お願いいたします。

○加藤オブザーバー

これまでの会合でも申し上げたとおり、燃調の設定に当たっては、一般的に燃調付きで相対契約の協議を行う場合、リスクの考え方や水準に応じて基準価格や調整係数を個別に交渉して設定している。したがって、ベースロード市場に燃調を導入するに当たっても、本来的にはそれぞれの売手が固有の燃調条件を設定できることが適当。ただし、これまで議論いただいているとおり、何らか価格規律が必要だということ、ある程度何らか標準化したものを採用せざるを得ないということは理解している。しかしながら、発電事業者としては、冒頭申し上げたとおり、実際の調達とは必ずしも相関が高い料金収入にならない懸念がある。また、論点2-2のいずれの案を見ても、買手が売手の燃調を確認していくことになるため、特に市場が分断されるようなエリアにおいては売手の数が現実的に限ら

れており、そのようなエリアでは特定の売手と提供する燃調をひもづけることも可能になる虞がある。また、共通の諸元を用いることで特定の売手の約定価格における可変費と固定費をある程度分解して把握できなくもなく、このような売手側の懸念にも配慮をいただきたい。仮に燃調が導入された場合においても、問題が生じた場合には、適宜の見直し検討をお願いしたい。

燃調の話とは少し別の議論になるが、資料の14ページ、22ページにも記載いただいているとおり、ベースロード電源の内外無差別的なアクセスに課題があるということであれば、この燃調の導入に限らず、例えばベースロード市場の売れ残り分をスポット市場に供出をすることで、内外無差別な卸売の取組にこの制度をつなげていくといったこともあり得るのではないか。というのも、私どもの場合、本制度のルールに基づき、ベースロード市場に供出して売れ残った分については全量スポット市場に供出している。発電事業者間の公平性という観点からも、今申し上げたように適宜見直しをしていく中で、売れ残り分のスポット市場への全量供出も考えられないか。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、國松オブザーバー、お願いいたします。

○國松オブザーバー 日本卸電力取引所・國松でございます。現在、BL市場の運営を 弊所でやらせていただいています。その関係で発言させていただきますが、取引所取引で 一番大事なものというのは商品の標準化であります。20円で売っているものは必ず20円で 買えて、蓋を開けてみたら、それが3か月後には25円なんですよとかという話にならない。 それは一つの原則ではないかなと。ただ、こういう取引──こういう取引というのは、燃 調が入った取引というのはあり得なくはない。ただ、このやり方というのはブローキング の話だと思います。ブローカーが間に入って発電者さんと買いたい人、小売電気事業者の 間でブローキングを行っていく、合わせにいく。そういったことでは、こういった燃調と いうものが入りながら間を整理させていく、それは十二分にあり得る。

ただ、こういったものを取引所取引として行った例があるのかというところには、私はものすごい懸念を持っております。そういった例は海外でもないのではないか。取引所取引で種々多様な商品設計が混じっている、そういった取引所はないのではないかなと思いますので、いろいろ複雑にして一括合わせて、取引所で合わせて蓋を開けて、これじゃなかったという人のためのルールを作る。そういったことというのは、そもそも取引所取引でやる必要性を感じないのではないかなと思います。取引所取引で行うのであれば、やは

り標準化することが必須になろうかと思いますので、燃調に関しても何らかの形で標準的な燃調の式というものを定義できれば、それを導入してやっていくということは選択肢になるうかと思います。ただ、それでは解決策にならないというのも理屈かと思いますので、どう考えていくのかというのは難しい点かと思います。

全体的には、大橋先生がおっしゃっていただいたこと、まさに私ども申し上げたい点でございます。値段がいろいろな価格付けをしながら探っていくというのは電力システム改革に求められたことで、それをコストベースにどうこうしていくというので見るというのはそもそもどうなのか。また、BL市場がそうではないというのであれば、BL市場のそもそもの役割をもう一回考えなければいけないということが考えられるかと思います。

また、前回も申し上げましたけれども、B L 市場に対しては今年行いますのは24年度分です。24年度分ということは、容量負担金が得られる年になっていったときに、B L 市場の現在の式の中で固定費が減免される電源と減免されない電源が混じって、果たしてB L 市場というのは何をねらったどういう市場なのかというのは、いろいろ考えなければいけないと思います。また発電事業者にとってみても、長期のものについては容量市場で1年先のもの、また環境負荷の部分では数十年にわたるものというのも今検討されていると思います。維持費に関しては、先々の容量市場というので運転の確保というのがどんどん取れていっている。B L 市場の役割とは果たして何ぞや、というところも考えなければならないかなと思います。

私どもの考えは、まさに大橋先生のおっしゃられたことですが、それを置いておいて、 個別に議論してこれだけを入れていくということに関しましては、やり方はもう少し全体 を見てしっかり考えていくべきなのではないかなと考えるところでございます。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、竹廣オブザーバー、お願いいたします。

○竹廣オブザーバー 竹廣です。ありがとうございます。そもそものベースロード市場をどうしていくかという点については、考えるべき点もあるかというふうに思っていますけれども、今回、御提示を頂いている論点、論点3、論点3-2の事後清算スキームの導入範囲のところについて、コメントをさせていただきたいと思います。

今年度は、特に東エリアで燃料価格想定が過剰に見積もられた結果、約定量が少なくて、 市場としても全く機能していなかったというものだと認識していますけれども、このよう な状況を改善するには、これまで御議論いただいた燃料費の事後清算スキームを導入するか、固定価格を残すとしても燃料価格想定に規律を設けることが必須だというふうに考えています。

論点3-2にありますように、第1回と第2回のオークションをこれまでどおり燃料価格想定に規律を設けずに固定価格で実施するとなりますと、今年度と同様に、最初の2回のオークションではほぼ約定せずに、第3回に買い札が集中して、約定結果が高騰して適正な価格でベースロード電源を確保できないということも十分想定されます。

資料に記載されていますとおり、第3回のオークションを事後清算スキームとして第3回の約定期待が高まることで、売手が第1回、第2回のオークションにおいて、より約定可能性が高くなるような入札行動を行う動機も強まるという側面ももちろんないわけではないというふうに思いますけれども、今年度、固定価格で価格想定に規律を設けなかった結果、ほぼ約定しなかったという現状がある中では、今年度と同様の事象が来年度も発生する、あるいは第3回に集中して価格が高騰するという結果も想定されますので、少なくとも複数回のオークションで燃料費の事後清算スキームを導入いただきたいなというふうに考えた次第です。

ベースロード市場は固定価格でのヘッジ商品の特性もあるという記載が幾つかございまして、これまでも御発言があったかもしれませんが、まずもって新電力が内外無差別の条件、あるいは価格でベース電源にイコールアクセスできる環境を実現いただくということが、最も優先度の高いニーズです。

また、最近目まぐるしく変わる市場環境において、前年度の7月や9月の段階で翌年度の需給状況を見極めて固定価格でのヘッジ商品を購入するというのも相応のリスクが伴いますので、第1回あるいは第2回のオークションが活況になることを期待した制度設計、今回の制度見直しということは避けていただきたいなというふうに考えた次第です。もし第1回と第2回に固定価格を残すのであれば、燃料価格の想定に規律を設けていただくということは必須ではないかなというふうに考えておりますので、その点御配慮いただければというふうに思います。

以上でございます。

- ○武田座長 どうもありがとうございます。
 - それでは、委員優先で松村委員、お願いいたします。
- ○松村委員 松村です。まず、欠席しておられる委員の意見に対して言うのはちょっと

はばかられるのですが、先ほど大橋委員が言われた意見は、私には全く訳が分からない。まず長期に関して言えば、もうこれは既定路線だと思い込んでいました。基本的には内外無差別で卸売がされ、それがベースロードのものも含めて十分に拡大し、その結果として供出義務量から、これもそちらの改革をしなければいけないのですが、供出義務量から控除していく。基本的にすべてが内外無差別で出ることになれば、その結果として実質的に義務量がゼロになって、これでベースロード電源市場から卒業する。こういうある意味で当然と言えば当然な道筋は、長期のことを考えれば自然だと私は思い込んでいました。まさに市場メカニズムを使うということだし、それぞれの創意工夫をするということ。ところが今議論しているのは、そういうことがまだ途上というよりも始まったばかりで、まだ全然できていない地域もある。全然できていない地域において深刻な問題が発生している。これに目をつぶって、のんきに評論家のような発言をしているのではないかという気がしてなりません。

長期的には確かに市場メカニズムできちんと働くようにする、それぞれの事業者の創意 工夫が働くようにするというのは、それは当然のこと。しかし実際に前年度、全く機能し なかった市場をどうしようかという危急の議論をしていることは忘れてはならないと思い ますし、長期はまさに自然な姿は既に整理されていると理解しています。

その上で、BL市場が何とバーターで始まった市場なのかということを忘れたような議論が横行することとにも強い懸念を持っています。しつこいようですが、内外無差別は始まりかけている、光が見えている地域もありますが、まだ全くゼロだというところもあることは絶対に忘れないようにすべきだと思います。

次に、事務局案は幾つか書いてありますが、事務局案が事実上出ているのだろうと思います。1つを除いて事務局案、合理的な提案がなされていると思いますので、支持します。1つを除いてというのは、私は前回も懸念を申し上げましたが、1回目、2回目固定、3回目燃調というので、國松オブザーバーが御指摘になったとおり、あくまでも従来通りの固定価格が原則だという整理で1回目、2回目とし、3回目で燃調のものを入れるという発想だろうと思います。さらに、3回目のところで燃調が出てくるので、むちゃな価格、1回目、2回目で無茶な価格で入れると、3回目でこういう形になる。したがって、おのずから規律が働いてむちゃなことはしないのではないか、だから特段の規律は設けなくてもいいのではないかというのは、理屈としては間違っているとは思わない。前々回、私もそんなこと言ったと思います。

しかし前回、発言したとおり、私はとても不安です。本当にそれは機能するのかとても不安だということも申し上げました。本当にこれでうまくいくんでしょうか。先ほど竹廣オブザーバーが御懸念になったような状態、全く今年と同じような格好で盛大にリスクを盛り込んで、取りっぱぐれがあり得るという、そういう議論はしてもいいとは思うんですけれども、しつこいようですが、固定価格だとすれば、逆に下がったときは巨大な差益が発生するのと対称になっているのにもかかわらず、すごいリスクを織り込む事業者が本当に出てきちゃうことをとても懸念しています。

それは3回目があるから、1回目、2回目むちゃなことをしないというのは、3回目がある程度売手にとって不利だという状況があれば、まさにそういう機能は働くと思います。その点で、もし1回目、2回目の規律を特段設けないということであれば、論点1のところで最後のポツ、「なお、規制料金の燃料費調整制度において」というので、上限というのは不要と考えるのが適切かという問い掛けがありますが、先ほどの論点とリンクしていて、特段の規律を設けないで、それでもまともな価格になるという整理であるとするならば、売手は絶対に猛反対すると思いますが、ここは上限を設けたほうがいいと思います。

1.5倍はさすがに低過ぎると思いますので、2倍という上限を設けて設計したらどうか。それは問題があることは十分分かっていますが、1回目、2回目というのでこれだけ――1回目、2回目だけじゃないんですけれども、今年度に関してはこれだけむちゃなことをした事業者がいたということを前提にし、不安がとてもあるということを前提とし、それで3回目まで安直にいかないように合理的な価格を1回目、2回目に入れてもらうために、あえて3回目は上限2倍を入れることを提案します。代わりに1回目、2回目に関して一定の規律を考えるということもあり得るかと思いますが、いずれも採らないということになり、それでまた1回目、2回目でむちゃな入札価格で今年度と同様にほとんど約定しないことになったら、批判は免れないと思います。

以上です。

- ○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、中野オブザーバー、お願いいたします。
- ○中野オブザーバー 私もこの資料が今後の議論のベースとなると思われます。極めて 重要な点ばかりなので、少し細かいですけれども、幾つかコメントをさせていただきたい と思います。

まず論点2の調整単価の算定方法ですけれども、事業者ごとに調整単価を設定すると、

約定前に調整単価は分からないことや、論点2-2の買手によるキャンセルのような案は 売手にとっても買手にとっても複雑だと思います。したがって、適用される調整単価があ らかじめ分かって、かつ調整単価を含めた結果としての仕上がりの単価がある程度推定可 能なエリアごとの共通の調整単価のほうがいいのではないかと考えています。

続いて論点2-2について、エリアごとに調整単価を設定すると過度なプレミアムが残るという課題が、どうしても避けられないという事情によって、事業者ごとに異なる調整単価を設定するというのであれば、お示しいただいた案の中では、案2が相対的にはいいのではないかなと考えます。ただし、我々は実際に入札する行動をいろいろ自分たちで想定して見ています。そのときに、やや細かいですけど、案2であっても、結局特定の調整単価を除外して入札することになるので、エリアごとに調整単価を設定する場合と比較し、約定機会は減るという懸念があると思います。言葉で言うと分かりにくいので、後で事務局にもお伝えしたいと思いますけれども、燃料価格が上昇傾向であれば、適用される係数が大きい場合を想定し、低い基準単価で入れざるを得なくなると思います。結果として売手側の価格とは非常に合いにくくて、実質的に約定機会は減るということになると想定しています。

そのため、論点2-2において案2とする場合であっても、事業者ごとの調整単価それ ぞれに入札価格を設定できるようにすることなど、再度検討していただきたいというふう に思っています。そもそもそこまで複雑にするかという議論もあると思います。

次に論点3の燃料費の事後清算スキームの導入範囲について、燃料費の価格変動リスクの織り込み方に制限を設けていない現行ルールを残すことは、そもそも何のためにこの議論をしているのかという話になり、もともとの問題が解消されないため反対いたします。どの場合であっても反対します。6ページに記載があるとおり、過度なプレミアムを乗せることで実質的な売り惜しみにつながるという可能性はもちろんあります。また、そもそも自社グループ内の取引では燃料費調整が行われることが多いということですけれども、自社グループ内には燃調付きでリスクを乗せず、外には3倍といったかなりのリスクプレミアムを乗せるということは、前回も申し上げましたけれども、そもそも内外無差別の観点で少しおかしいんじゃないかなというふうに思うわけです。仮に1回でも固定価格のオークションを行うのであれば、皆さんのおっしゃっているとおりだと思いますけれども、何らかの指標、過去の変動幅等々、客観的な指標を設定する必要が出てくるだろうと思います。

そもそも論となりますが、旧一般電気事業者さんにとって、ベースロード市場では絶対に損はしたくないんだろうと思うわけです。また、売れ残っても自社で使えばいいので、結果としてたくさんプレミアムを乗せるという行動は理解できないわけではないわけではありません。結局、どこまでいっても固定価格のオークション前提では、今回の問題は、よほどきちっとした規律を入れない限りは解決できないと思っています。固定は固定のメリットがありますので、商品は残ってもいいと思いますけれども、過度なプレミアムを乗せることはやむを得ないみたいな整理になり、これまでどおりということであれば、全ての回で燃調を付けたほうが良いと私は考えています。

今回出ている論点を含めて、細かいところは今後いろいろな場で議論されると思います けれども、ぜひ実務の観点から議論していただきたいし、我々のような事業者の声もよく 聞いて制度設計をしていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、二村委員、お願いいたします。

○二村委員 御指名ありがとうございます。今の御説明と皆様の議論を聞いていて思った点がありますので、発言させていただきます。

今回のベースロード市場の条件を整えるというのは、電力自由化の条件である調達環境をきちんと整えるということが目的だったと思います。そういう意味ではベースロード市場が早くきちんと機能するということが重要だと思います。そういう意味では、今回の御提案の中で、1回目、2回目というのがこれまでとほぼ同じような方式でいいのかどうかというのはちょっと疑問に思いました。皆様の御意見を聞いて、この点についてやはり見直しをするべきではないかと思います。

特に過大なリスクを織り込むというようなことを防ぐために、明確なメッセージをきちんと出す必要があると感じました。ですので、そういう意味ではどこか早い段階で上限を設けるということは一番分かりやすいメッセージではないかと感じました。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、松本オブザーバー、お願いいたします。

○松本オブザーバー 九州電力の松本でございます。発電事業者の立場から発言させて いただきます。 まず、ベースロード市場の扱いにつきましては、第70回の制度検討作業部会での議論の とおり、足元の需給状況が非常に厳しく、来年度以降も必ずしも余裕があるとは言えない という状況のため、売手事業者の各ベースロード電源の費用を適切に回収することが安定 供給と脱炭素を両立させるためにも重要というふうに位置づけられております。

このように足元の状況を踏まえ、スライド8の●5ポツ目のところにありますとおり、「発電事業者によるリスクの適切な織り込み」や「コストを適切に回収できないリスクの回避」策について検討されているものと認識しております。仮に固定価格を維持する回の燃料見積りに一定の価格を導入するとなると、発電事業者としては費用回収できないリスクというのはどうしても残るということになり、安定供給との両立は難しくなるのではないかという懸念は持っております。

このため、今回の整理に基づき発電事業者として、当局の監視の下、合理的なリスクを 織り込む等、今回導入されます事後清算スキームの導入に向けて適切に対応してまいりた いというふうに考えております。

次に、松村委員から御提案のございました燃調割の第3回で2倍の上限価格を設ける案というのは、これは御不安に対する理解等もありますけれども、一案だとは思いますが、慎重な検討をお願いしたいというふうに考えております。というのは、燃料の想定によっては買手のほうにしても、3回目に約定が集中するということも考えられます。小売側のほうは2倍の上限でヘッジされた形になります一方で、2倍を超えるリスクに関しては発電側が負う形となります。詳細なデータは今持ち合わせておりませんけれども、2021年度におきましては、基準価格の2倍を超えていた月が半分ぐらいあったかなと思いますし、2022年度に至っては、これまでの全ての月で基準石炭価格の2倍を超過していたというふうに認識しております。2倍でも適切な燃料コスト回収が難しくなるということも懸念されます。

いずれにしろ、燃料の情勢次第でベースロードのニーズも買手側ニーズも織り込み燃料 価格も大きく変わっていきますので、様々なケースを考えて検討をする必要があるかと考 えます。

それから当社の場合は、これまで大きな損失を出しながらもベースロード市場にはしっかり出して約定したところもございます。そういう意味で、燃料価格については大きなリスクがあるというものを理解いただきたいというふうに新電力様にもお願いしたいと思います。

発言は以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、山口委員、お願いいたします。

〇山口委員 山口です。よろしくお願いします。國松様がおっしゃられたように、取引所での商品の標準化というのは非常に重要かと思っております。ただ、私がちょっと不勉強なのか、商品の標準化の意味を勘違いしていたみたいなんですけれども、私は、商品が標準化されるということは同じ商品が取引されるということで、価格が同じであるというような認識はちょっとなかったんです。私ちょっと思ったのは、ベースロード電源市場というのは電気そのものが現資産なのかなと思っていたんですけれども、結果としては固定価格になっているので、価格変動リスクのヘッジという意味も入っているものが現資産なのかなということで、固定価格と事後清算が同時にといいますか、1回、2回、3回で同時ではないんですけれども、同じように扱われてしまうと、違う商品が同じような取引をされるようなことになってしまうなというふうに思っていました。

前回までの議論で、今日もそうだったかもしれないんですけど、固定価格というのは固定価格なりのよさはあるんだというようなことがあるのかなと思っていて、急にそれがなくなっちゃうと困るので、固定価格というのもあって、そうなんだけど事後清算スキームをやるというようなことでいいのかな、しようがないのかなというふうに思っていたんですけれども、商品の標準化ということを考えると、価格変動リスクをヘッジするというのはエネルギー商品の先物市場でやればいいことで、現資産の電気ということであれば、電気というだけで考えて事後清算スキームに統一するとか、そういったような何か考え方の背骨、今私が言っていることはすごく正しいとも思えないんですけれども、考え方の背骨をもうちょっと考えないと話がまとまらないなというふうに思います。

私は、エネルギー市場の先物市場というのは、これからもどんどん取引を増やしてリスクヘッジをちゃんとしかるべきところでやればいいと思いますので、固定価格でなくて事後清算スキームでベースロード市場をちゃんとやるというのがいいんじゃないのかなというふうに思いました。小売事業者の間でリスクヘッジを含めた知恵比べをしていただいて競争していただくことが、需要家の最終的な利益になるのかなというふうに思いました。以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

少々お待ちください。現在、規定の終了時間ですけれども、少々延長させていただければと思います。大変申し訳ございません。

お待たせいたしました。それでは、事務局からコメントいただければと思います。

○東取引制度企画室長 ありがとうございます。まず、松田委員から御質問いただいていた、14ページの各社ごとに違う設定を許容するということを意図しているのですかという点なんですけれども、ここはその後の御議論でもありましたけど、やはり一定の標準化は必要だろうと思っていまして、そういう意味でここで書いている趣旨は、同じ、こういうルールに統一してはどうかということを書いています。確かに各社ごとに厳密には異なるといったことはあるかもしれませんが、今、大きな考え方としてといいますか、大宗の取引がこうなっていることに鑑みて、その中でルールを標準化していくという意味では、この方法で標準的な設定をしたほうがいいんじゃないかというふうに考えてございます。

それから、様々、御意見頂戴しまして、ありがとうございました。改めて、非常にこの問題の難しさを感じております。そもそもベースロード市場の在り方自体をどう考えるかという御指摘からあったと思いますが、改めて監視等委員会のほうでなぜこういう議論が出てきたかというところに戻るんですけれども、もともとは監視を行っている中で、ベースロード市場の値付けに関して課題がいろいろあるというのが見つかったので、ある意味現状の取引を、現状の枠組みを所与として、その中でどうやって改善していけるのかというのを御議論していただいてきたところであります

その意味では、そもそもベースロード市場の在り方自体を考え直すべきじゃないかという点につきましては、それこそまさに資源エネルギー庁において今、並行的に議論が行われているところでありまして、そこに対して監視している側から、この問題を改善するにはこういったアプローチがあるということを資源エネルギー庁側に提案して、向こうでの検討を引き続き、最後のページに書いていますが、今後改定に向けて行っていただきたいということでありまして、まさにベースロード市場の在り方自体の中でどう考えるかという意味でも、資源エネルギー庁に対してこうした提案をしつつ検討を行っていただくことがいいのではないかというふうに思ってございます。

その意味で様々な個別のスキームについて、詳細の設計についてまだ議論が必要である、 あるいは違った御意見があるということでありましたし、実際に設計するに際して事業者 の声にちゃんと配慮してほしいというような御指摘もいろいろございましたが、そういっ た点も含めて、ここで御議論いただいてきた内容をきちんと資源エネルギー庁にも伝えて いくという形で、ひとまず資源エネルギー庁側での検討を進めていただくように話をした いと思っています。その上で、あえて申し上げれば、こちら側で更に議論が必要だという ことになれば、改めて御議論いただくということとさせていただけないかというふうに考 えております。

一つ一つにお答えしていませんが、事務局からは以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございました。

本件につきましては、大所高所から今後の課題を含めて一定の慎重な御意見もあったと思います。また、個別論点について種々の御意見をいただきました。しかしながら、燃料費を事後清算するスキームを導入することについて、資源エネルギー庁における検討を求めるという事務局の御提案自体については根本的な反対はなかったと思いますので、事務局案のとおり進めたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、少々時間が超過しておりますけれども、最後の議題となります。議題 5 「スポット市場価格の動向等について」に関しまして、事務局からできましたら簡潔に説明をお願いいたします。

○東取引制度企画室長 引き続き御説明させていただきます。

もう時間もないので簡潔にということですので、スポット市場価格、この冬は過去2年に比べれば落ち着いているといいますか、価格が少し下がっているということでありまして、今年に入ってから、今、平均18円強ということになっています。

スライドが出ないので口頭で申し上げますと、1つは燃料価格が大きく下がっているということでありまして、足元、特にLNGのスポット価格が下がってきているというのが一つ大きいかなと。それから、需給といいますか総需要、ここを見ていただきますと、電力需要が過去2年と比べると、12月、1月、2月と大分減っていると。そういう中でスポット市場の需給も緩和して、売れ切りとかも減っているといった辺りが大きいかなと思っております。

それから売り札を見ますと、売り札も着実に増えていまして、限界費用自体もかなりLNG価格を反映して下がっているということ。最後、買手側ですけれども、買い側も昨年はかなり80円と高い札が多いということをさんざん御説明しましたが、足元見ますと昨年の4月を境に、インバランス料金制度変更の頃を境に、相当緑色の80円ぐらいの札というのが減っているということで、買い側もある意味少し落ち着いてきているといいますか、去年のようにものすごく高い札が張りついて、その交点が上がっていくということが避け

られているということで、今のところ、そういう意味ですと過去2年に比べると、そういったことが背景にあって燃料価格と需要が減っている。そういう中で、売り買いがある意味落ち着いているということですね。こういうことが起きているのかなというふうに思っています。

すみません、不備があって恐縮ですが、以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございました。

本件は報告事項ですので、質問につきましては後刻、個別に事務局にお問い合わせいただければと思います。

本日予定していた議事は以上でございますので、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○田中総務課長 本日の議事録については、案ができ次第送付させていただきますので、 御確認のほどよろしくお願いいたします。

それでは、第82回制度設計専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——